

(平成23年4月6日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	52 件
国民年金関係	11 件
厚生年金関係	41 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	51 件
国民年金関係	30 件
厚生年金関係	21 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年10月から58年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 10 月から 58 年 11 月まで

私は、昭和 56 年 10 月に、それまで勤務していた会社を退職したので、A市B所（現在は、Cセンター）で国民年金の加入手続をした。加入後の国民年金保険料納付は、当時、夫婦で経営していたD店の近くのE銀行（現在は、F銀行）で、主に夫がほかの支払などと一緒に夫婦二人分の保険料を納付していた。申立期間の保険料について、夫は納付済みとなっているのに、私が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 56 年 10 月にそれまで勤務していた会社を退職し、A市B所で国民年金の加入手続を行い、加入後の国民年金保険料納付は、当時、申立人とその夫が経営していたD店の近くのE銀行で、主にその夫がほかの支払などと一緒に夫婦二人分の保険料を納付していたとしている。これについて、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から 53 年 2 月頃に払い出されたと推認されることから、申立期間の保険料は納付することが可能な期間である。

また、申立人と一緒に国民年金保険料を納付していたとするその夫は、申立期間の保険料は納付済みとなっている上、申立人は、国民年金加入期間中の保険料は申立期間を除き全て納付しており、26 か月と比較的短期間である申立期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から50年4月までの期間、54年10月から55年6月までの期間及び59年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年4月から50年4月まで  
② 昭和54年10月から55年6月まで  
③ 昭和59年7月

申立期間①及び②について、私は、結婚後A区でB店を経営しており、A区役所C支所又はD郵便局で国民年金保険料を納付していた。

申立期間③については、昭和56年6月に住まいをE市に移したが、A区で引き続きB店を経営していたため、国民年金保険料を申立期間①及び②と同様にA区内で納付していた。

申立期間①、②及び③の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、申立人は、結婚後A区でB店を経営しており、A区役所C支所又はD郵便局で国民年金保険料を納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和48年10月頃払い出されたと推認され、このことからすると、申立期間①及び②は保険料を納付できる期間である上、その前後は納付済みであり、申立期間②は同居していた申立人の夫は納付済みとなっている。

また、F市保管の申立人の国民年金被保険者名簿において、申立期間①のうち昭和50年4月は「他納」のゴム印が押されており、納付済期間であることが確認できる上、申立期間②のうち55年1月から同年3月までの期間については、国民年金被保険者台帳（旧台帳）では納付済み

となっており、申立期間②のうち同年4月から同年6月までについては、F市保管の申立人の国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者台帳（旧台帳）共に納付済みとなっているなど、オンライン記録と不整合となっていることから、行政側の記録管理に不備がみられる。

さらに、申立人が申立期間①は13か月、申立期間②は9か月と比較的短期間及び短期間である申立期間①及び②の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

- 2 申立期間③について、申立人は、昭和56年6月に住まいをE市に移したが、A区で引き続きB店を運営していたため、国民年金保険料を申立期間①及び②と同様にA区内で納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、上記のとおり48年10月頃払い出されたと推認され、このことからすると、申立期間③は保険料を納付できる期間である。

また、F市保管の申立人の国民年金被保険者名簿において、申立期間③は「他納」のゴム印が押されており、納付済期間と確認でき、オンライン記録と不整合となっていることから、行政側の記録管理に不備がみられる。

さらに、申立人が1か月と短期間である申立期間③の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 7 月から同年 9 月まで  
② 昭和 57 年 10 月から 61 年 3 月まで

申立期間①については、国民年金保険料の金額は覚えていないが受け取った納付書で納付したと記憶しており、未納となっていることに納得できない。申立期間②については、ねんきん特別便で、国民年金の加入期間になっていないことを知ったが、この期間は、夫の扶養になっていた期間であり、未加入となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、国民年金保険料の金額は覚えていないが受け取った納付書で納付したとしているところ、申立人の所持する年金手帳から、昭和 54 年 12 月 1 日に任意加入被保険者の資格を取得してから 57 年 10 月 25 日に任意加入被保険者の資格を喪失するまでの期間は、国民年金に加入していたと認められることから、申立期間①は納付可能な期間である。

また、申立期間①直前の期間は納付済みであり、申立人が、3 か月と短期間である申立期間①の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

2 一方、申立期間②について、申立人は、国民年金の未加入期間となっていることに納得できないとしているが、申立人の所持する年金手帳には、昭和 57 年 10 月 25 日に任意加入被保険者の資格を喪失してから 61 年 4 月 1 日に「3号-A」の資格を取得するまでの間は国民年金に加入

した記載は無く、国民年金被保険者台帳（旧台帳）の喪失年月日欄にも「57・10・25」「5」（喪失）と記載されており、これらは、オンライン記録と一致していることから、申立期間②は未加入期間であり、制度上保険料を納付することはできない期間である。

また、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年3月及び54年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年10月から50年1月まで  
② 昭和52年3月  
③ 昭和54年4月から同年6月まで

私が20歳になった昭和46年\*月頃、母がA市役所で国民年金の加入手続きをしてくれ、申立期間①及び②に係る国民年金保険料は実家近くの信用金庫で納付してくれた。同じ家に同居する兄も母が国民年金の加入及び保険料の納付手続きをしており、申立期間は納付済みとなっている。また、私の年金手帳の「国民年金記号番号」欄には「昭和52年3月1日」及び「再交付」と記載されており、52年3月に手帳を再交付されたとするなら、それ以前に別の手帳が存在し、その手帳で保険料を納付しているのではないか。

昭和54年4月、私が結婚する際に、母から「あなたが20歳になった時から国民年金に加入し保険料を払っていたが、これからは自分で支払うように。」と年金手帳を渡され、それ以降の保険料は申立期間③を含め自分で納めるようになった。

申立期間①が未加入となっていること、申立期間②及び③が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、その母がその兄の国民年金保険料とともに実家近くの信用金庫で申立人の国民年金保険料を納付してくれていたとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和52年7月頃払い出された

と推認され、その時点では申立期間②は保険料を納付できる期間である。  
また、申立人と一緒に納付したとしているその兄は申立期間②は納付済みである上、申立人が1か月間と短期間である申立期間②の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

2 申立期間③について、申立人は、昭和 54 年 4 月以降は自分で国民年金保険料を納めるようになったとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、上記のとおり 52 年 7 月頃払い出されたと推認され、このことからすると、申立期間③は保険料を納付できる期間である。

また、申立期間③前後は納付済みとなっており、申立人が3か月間と短期間である申立期間③の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

3 一方、申立期間①について、申立人は、20 歳になった昭和 46 年\*月頃、その母が A 市役所で国民年金の加入手続をしてくれ、申立期間①に係る国民年金保険料は実家近くの信用金庫で納付してくれたとしているが、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとするその母は既に他界しており、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していないことから、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、上記のとおり昭和 52 年 7 月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間①は時効により保険料を納付できない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が所持する年金手帳には、「初めて被保険者となった日」が「昭和 52 年 3 月 1 日」と記載されており、オンライン記録と一致していることから、申立期間①は未加入期間であり、制度上保険料を納付できない期間である。

加えて、申立人は、現在所持する年金手帳は昭和 52 年 3 月に再交付されたものであり、それ以前に別の手帳が存在し、その手帳で保険料を納付しているのではないかとしているが、申立人は、55 年 12 月に厚生年金保険の被保険者となり 59 年 12 月に同資格を喪失し、また、56 年頃に B 市から C 区に転居し 59 年 11 月に D 市に転居しているところ、申立人が現在所持する手帳には発行者として「E 地」の文字が印刷されており、「年金制度のしくみ」のページに「再交付」、「60. 1. 10」及び「D 市」のスタンプが押印されており、また、「被保険者」のページの「厚生年金被保険」の上部に「再交付」、「55. 12. 22」及び「F 社会保険事務所」のスタンプが押印されていることから、当該手帳は、55



年 12 月に厚生年金保険に再加入した際に再交付されたものと考えるのが妥当である。

このほか、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 3 月及び 54 年 4 月から同年 6 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年7月から同年12月までの期間の付加保険料を含む国民年金保険料及び54年1月から同年9月までの期間の付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年7月から同年12月まで  
② 昭和54年1月から同年9月まで

私は、申立期間①及び②については、結婚後の昭和51年4月に国民年金への任意加入手続を行い、同年6月から付加年金にも加入し、A区からB市へ転居した53年4月以後も国民年金保険料と付加保険料を納付していた。申立期間①については付加保険料を含む国民年金保険料が、申立期間②については付加保険料が、それぞれ未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①の国民年金保険料について、申立人は、結婚後の昭和51年4月に国民年金への任意加入手続を行い、A区からB市へ転居した53年4月以後も国民年金保険料を納付していたとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から申立人の申述のとおり51年4月頃に払い出されたと推認される上、申立人の年金手帳から51年4月16日に任意加入したと確認できることから、申立期間は保険料を納付可能な期間であるとともに、申立人の申述は信<sup>びょう</sup>憑性が高い。

また、申立期間①前後の期間の保険料は納付済みである上、6か月と短期間である申立期間①の保険料を納付できなかった特段の事情は見当

たらない。

さらに、申立人は、申立期間①以前の昭和 51 年 4 月に国民年金に任意加入し、60 歳まで申立期間①を除き保険料を全て納付済みであることから、保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

- 2 申立期間①及び②の付加保険料について、申立人は、結婚後の昭和 51 年 4 月に国民年金への任意加入手続を行い、同年 6 月から付加年金にも加入し、A 区から B 市へ転居した 53 年 4 月以後も国民年金保険料と付加保険料を納付していたとしているところ、申立人が所持する年金手帳の「国民年金の記録」欄には「被保険者になった日附 S51. 6、被保険者でなくなった日附 54. 10. 23」と記載されており、申立期間①及び②は付加年金に加入していた期間であることが確認できる。

また、申立人は、昭和 51 年 4 月に国民年金への任意加入手続を行い、同年 6 月から付加保険料も納付済みである上、申立期間①は 6 か月、申立期間②は 9 か月とそれぞれ短期間であり、申立期間①及び②の付加保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①の付加保険料を含む国民年金保険料及び申立期間②の付加保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成8年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 42 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年8月

平成8年3月に会社を辞めた後、A市役所で国民健康保険の加入手続と同時に厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、納付書が送られてきたのでB金庫などで支払い、途中から口座振替にした。

申立期間が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成8年3月に会社を辞めた後、A市役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、納付書が送られてきたのでB金庫などで保険料を納付し、その後は口座振替で納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は8年8月頃払い出され、申立期間直前は現年度納付し、申立期間直後からは口座振替により保険料を納付していることがA市の国民年金被保険者名簿等から確認でき、申立人の主張に不自然さは見られない。

また、平成8年3月の国民年金保険料が厚生年金保険被保険者となった9年2月に納付された国民年金保険料の還付金の一部で充当されているものの、国民年金加入期間中は申立期間を除き未納は無く、申立人の納付意識は高かったものと考えられ、申立人が1か月と短期間である申立期間の国民年金保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和22年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年4月から48年3月まで

昭和46年3月にそれまで勤めていた会社を結婚準備のため退職し、その時に母から年金が無いと老後さみしいので国民年金に加入するように強く言われ、同年4月頃に加入手続をした。保険料は、最初は銀行では納められないということで、恐らくA支所か市役所に納付に行き、印紙のようなものをもらった記憶もある。途中からB銀行（現在は、C銀行）D支店で納めていた。結婚する時もせっかくここまで掛けてきたのだからと母から言われ、夫に相談して保険料の納付を続けてきた。申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社退職後の昭和46年4月頃国民年金の加入手続をし、最初は銀行で納められなかったためA支所か市役所で保険料を払い、途中からB銀行D支店で払っていたとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号はその前後の手帳記号番号払出状況から、46年4月頃払い出されたと推認できる上、申立人の申述する納付方法は申立期間当時のE市（現在は、F市）の取扱いと符合しており、申立人の申述に不自然さは無い。

また、申立人は、昭和47年10月に結婚を契機に転居したG市においても手続をし、保険料を払ったとしているところ、申立人の国民年金被保険者資格の種別が強制から任意に変更されており、申立期間を除き国民年金加入期間において未納が無い申立人の納付意欲の高さを考えると、G市に移ってからの6か月と短期間である47年10月から48年3月までの保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年3月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和25年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年3月から50年3月まで

私は申立期間当時の昭和49年3月頃は、大学を卒業する時であったが、将来のために国民年金に加入した方が良いと親から勧められたこともあり、母が加入手続を行ってくれた。国民年金保険料については、A市役所（現在は、B市役所）又は郵便局において母が納付してくれた。国民年金に加入した直後から13か月の申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年3月頃にその母が申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれたとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、50年10月頃から同年12月頃までに払い出されたと推認され、その時点では、申立期間は遡って保険料を納付できる期間である上、申立人が13か月と比較的短期間である申立期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

また、オンライン記録において、申立人は、申立期間以外に国民年金保険料の未納は無く、平成5年度からは保険料を前納で納付しており、12年度からは付加保険料も納付していることが確認できることから、納付意識は高いと考えられる上、申立人の保険料を納付したとするその母は、申立期間の保険料が納付済みであることがオンライン記録から確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。



### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月から同年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月から同年 10 月まで

申立期間の国民年金保険料については、夫婦二人分を A 区役所 B 所(現在は、C 分室)で納付したはずである。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について夫婦二人分の国民年金保険料を A 区役所 B 所で納付したはずであるとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和 54 年 3 月頃に払い出されたと推認され、このことから、申立期間は保険料を納付することは可能な期間である上、申立人は、申立期間の頃の納付金額、納付場所等を具体的に記憶しており、申立人が 7 か月と短期間である申立期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

また、申立人は、20 歳になった昭和 52 年 \* 月から申立期間の直前である 59 年 3 月までの保険料を納付している上、申立期間以外に国民年金保険料の未納は無いことから、納付意識は高かったと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 40 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から2年3月まで

テレビのニュースで20歳から国民年金に加入することを知り、昭和63年5月頃、当時経営していたA店に客として来ていたB市役所職員に私の国民年金の加入手続及び年金手帳の取得を依頼した。保険料は、私の父が勤務する会社に出入りしていた信用金庫の職員に依頼して父が保険料を納付していたと記憶している。申立期間が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、テレビのニュースで20歳から国民年金に加入することを知り、昭和63年5月頃、B市役所職員に国民年金の加入手続及び年金手帳の取得を依頼し、保険料は、その父が勤務する会社に出入りしていた信用金庫の職員に依頼してその父が納付していたとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、平成2年4月又は同年5月頃払い出されたと推認され、当該時点では、申立期間は保険料の過年度納付が可能な期間である上、オンライン記録によると、申立人は申立期間直前の昭和63年4月から平成元年3月までの期間の国民年金保険料を過年度納付していることから、12か月と短期間である申立期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年7月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年1月及び同年2月  
② 昭和48年12月から52年3月まで

私は、昭和48年に結婚し、何年後かに義父母から国民年金に加入するよう助言され、夫の分と一緒に私がA町役場で加入手続を行った。

加入手続の際に、同町職員から20歳まで遡って加入するよう言われ、数日後2年から3年分遡って提示された全額の保険料を納付した。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納となっていることに納付できない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②のうち昭和50年7月から52年3月までについて、申立人は、48年に結婚し、何年後かにその義父母から国民年金に加入するよう助言され、申立人の夫の分と一緒に申立人がA町役場で加入手続をした際に、同町職員から20歳まで遡って加入するよう言われ、数日後2年から3年分遡って提示された全額の保険料を納付したとしている。

このことについて、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和52年10月頃に夫婦連番で払い出されたと推認され、その時点からすると申立期間②のうち50年7月から52年3月までの保険料は過年度納付することが可能な期間である上、加入手続の数日後に2年分程度遡って保険料を納付したとする申立人の申述は、当時の取扱いと符合する。

また、申立人は、申立期間①及び②を除き、国民年金保険料を全て納付済みであり、申立人及びその夫に国民年金に加入するよう助言した申

立人の義父母についても、昭和 36 年 4 月から 60 歳まで全て保険料を納付済みであることから、それぞれ納付意識が高かったことがうかがわれる上、21 か月と比較的短期間である当該期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

- 2 一方、申立期間①及び②のうち昭和 48 年 12 月から 50 年 6 月までについて、上記のように申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたと推認される 52 年 10 月の時点では、当該両期間は時効により保険料を納付できない期間であり、当委員会においてオンラインの氏名検索等の調査も行ったが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがわれず、申立人が当該両期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該両期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 7 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成19年9月1日から20年11月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける19年9月から20年10月までの標準報酬月額に係る記録を19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成20年11月1日から21年4月28日までの期間について、標準報酬月額の決定の基礎となる20年4月から同年6月までは標準報酬月額19万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人の株式会社Aにおける標準報酬月額に係る記録を20年11月から21年3月までは19万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和60年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年9月1日から21年4月28日まで  
ねんきん定期便に記載されている申立期間に係る標準報酬月額が、保管している給与支給明細書で控除されている保険料に相当する標準報酬月額と一致していない。ねんきん定期便に記載されている保険料よりも高い保険料が給与支給明細書では控除されているので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成19年9月1日から21年4月28日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間につい

ては、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用するという厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、平成 19 年 9 月 1 日から 20 年 11 月 1 日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、同年 11 月 1 日から 21 年 4 月 28 日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立人は、申立期間の標準報酬月額の変動について申し立てしているところ、申立期間のうち、平成 19 年 9 月 1 日から 20 年 11 月 1 日までの期間については、申立人から提出された給与支給明細書において、標準報酬月額 19 万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、社会保険事務所（当時）が保管している申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び平成 20 年の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届によれば、申立期間に係る標準報酬月額がオンライン記録と一致していることから、事業主は、給与支給明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料の納入告知を行っておらず、事業主は、当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成 20 年 11 月 1 日から 21 年 4 月 28 日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録において、20 年 11 月から 14 万 2,000 円と記録されている。しかし、申立人から提出された給与支給明細書及び雇用保険被保険者離職票において、標準報酬月額の決定の基礎となる 20 年 4 月から同年 6 月までは標準報酬月額 19 万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人の株式会社 A における標準報酬月額を平成 20 年 11 月から 21 年 3 月までは 19 万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、昭和58年4月から同年6月までを32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月1日から同年8月1日まで

私がA株式会社からB株式会社に転籍した際の昭和58年4月から同年7月までの標準報酬月額が28万円となっている。

当時の給与は月額38万3,800円であったので、添付の給与明細書を参考にして、当該期間の標準報酬月額を給与の額に見合うように訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和58年4月から同年6月までの期間については、申立人が保管するB株式会社の給与明細書から、申立人がオンライン記録により確認できる標準報酬月額（28万円）を超える報酬月額（同年4月については36万9,700円、同年5月については39万7,900円、同年6月については38万3,800円）の支払を受け、報酬月額に基づく標準報酬月額（同年4月については36万円、同年5月については41万円、同年6月については38万円）より低い標準報酬月額（32万円）に見合う厚生年金保険料（1万6,960円）に相当する額（同年4月分については1万7,322円、同年5月分及び同年6月分については1万7,124円）を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例に関する法律（以下「特例法」という。）に基

づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、給与明細書で確認できる保険料控除額から、32万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和58年7月については、給与明細書から、事業主が控除していたと認められる厚生年金保険料額（1万5,176円）に見合う標準報酬月額（28万円）は、オンライン記録において確認できる標準報酬月額と同額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

なお、申立期間のうち、昭和58年4月から同年6月までの期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、同年4月に社会保険事務所（当時）に対して届け出た申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」及び同年4月の給与明細書を提出し、過失により標準報酬月額を28万円として誤って届け出たことを認めていることから、事業主が28万円を標準報酬月額として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が当該期間に事業主により控除された標準報酬月額（32万円）に見合う厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成19年4月1日から20年8月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における19年4月から20年7月までの標準報酬月額に係る記録を22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立期間のうち、平成20年8月1日から21年1月1日までの期間について、標準報酬月額の決定の基礎となる19年4月から同年6月までは標準報酬月額26万円、20年4月から同年6月までは標準報酬月額28万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA株式会社における標準報酬月額に係る記録を20年8月は26万円、同年9月から同年12月までは28万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年4月1日から21年1月1日まで  
社会保険庁（当時）の記録では、平成19年4月から20年12月までの標準報酬月額が17万円と記録されているが、実際に支払われている給料と比べて低く、誤りである。保険料控除の事実が確認できる給料明細書を提出するので、当該期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成19年4月1日から21年1月1日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅していた期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間につい

ては、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用するという厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、平成19年4月1日から20年8月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、同年8月1日から21年1月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立人は、申立期間の標準報酬月額の変動について申し立てしているところ、申立期間のうち、平成19年4月1日から20年8月1日までの期間については、申立人から提出された給与明細書によると、標準報酬月額22万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主は所在不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成20年8月1日から21年1月1日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると17万円と記録されている。しかし、申立人から提出された給与明細書によると、標準報酬月額の決定の基礎となる19年4月から同年6月までは標準報酬月額26万円、20年4月から同年6月までは標準報酬月額28万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人のA株式会社における標準報酬月額を平成20年8月は26万円、同年9月から同年12月までは28万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①（A株式会社）における資格取得日は、昭和33年3月26日、資格喪失日は同年8月27日であることが認められ、また、申立期間②（株式会社B）における資格取得日は、34年9月1日、資格喪失日は35年2月27日であることが認められることから、申立期間について、厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、8,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年3月26日から同年8月27日まで  
② 昭和34年9月1日から35年2月27日まで

申立期間①についてはA株式会社に、申立期間②については株式会社Bにそれぞれ勤務し、厚生年金保険料を控除されていたはずであるが、日本年金機構の記録では、私に係る申立期間の被保険者記録が無い。

第三者委員会で調査の上、被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と氏名及び生年月日が一致し、基礎年金番号に統合されていない被保険者記録（資格取得日は昭和33年3月26日、資格喪失日は同年8月27日）が確認できる。

また、A株式会社から提出のあった申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」に記載されている氏名、生年月日及び被保険者期間は、上記被保険者記録と一致していることが確認できることから、当該記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であると認められる。

2 申立期間②について、株式会社Bに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と氏名が一致し、基礎年金番号に統合されていない被保険者記録（資格取得日は昭和34年9月1日、資格喪失日は35年2月27日）が確認できる。

また、当該被保険者記録の生年月日は、申立人の生年月日と一部相違する昭和12年\*月\*日（申立人は12年\*月\*日である。）と記載されているものの、オンライン記録から、ほかに12年\*月\*日生まれの同姓同名の被保険者は確認できない上、申立人は、当該事業所が存在していた場所や当時の状況を具体的に記憶していることから、当該記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であると認められる。

3 これらを総合的に判断すると、申立期間①については、申立人が昭和33年3月26日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年8月27日に喪失した旨の届出を、申立期間②については、申立人が34年9月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、35年2月27日に喪失した旨の届出を、事業主が社会保険事務所（当時）に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている当該両未統合記録から、8,000円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成18年5月から同年8月までの期間を50万円、同年9月から同年11月までの期間を47万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 53 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年5月1日から同年12月1日まで  
株式会社Aで勤務していた期間のうち、平成18年5月から同年11月までの厚生年金保険の標準報酬月額について、国側の記録では、それまで50万円だったものが36万円に引き下げられているが、申立期間の月給は、36万円ではなく50万円だったと記憶しており、標準報酬月額の記録がおかしいので、調査して記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

株式会社Aの元事業主は、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の届出については、資料が無く不明であると回答している。

しかしながら、B市から提出された申立人に係る平成19年度の課税証明書によると、申立人は、事業主により平成18年分の社会保険料等として、71万2,020円を給与から控除されていることが確認できるところ、当該保険料控除額は、申立期間より前の16年10月から17年8月までの期間の厚生年金保険料率（139.34/1000）で、申立人の主張する標準報酬月額50万円に相当する社会保険料額の12か月分が翌月控除されている額に一致している。

一方、申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保

険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれのそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、B市から提出された前述の課税証明書において確認できる厚生年金保険料控除額を、申立期間の厚生年金保険料率（平成17年9月から18年8月までの期間は142.88/1000及び18年9月から19年8月までの期間は146.42/1000）で標準報酬月額に置き換えて、18年5月から同年8月までの期間を50万円、同年9月から同年11月までの期間を47万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、平成18年5月の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届により申立人の標準報酬月額を36万円とする旨の事業主印を押した届出を提出していることから、事業主は、上記課税証明書において確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間①のうち、平成5年1月1日から7年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の標準報酬月額に係る記録については、5年1月から同年9月までを47万円、同年10月から6年7月までを36万円、同年8月から7年9月までを41万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年1月1日から8年3月1日まで  
② 平成10年2月1日から11年10月1日まで

A株式会社に勤務していた期間のうち、平成5年1月から8年2月までの期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、それまで34万円から47万円だったものが20万円に下がっている。以前と同額の給与をもらっており、給与明細書にも20万円とは書いてなかった記憶がある。会社は、同年3月に社長が失踪し事実上倒産した。A株式会社の倒産後に、仕事はたくさんあったので従業員の一人が社長になって、残りの従業員10数名とB有限会社を立ち上げた。同社で勤務していた期間のうち、10年2月から11年9月までの期間の標準報酬月額が、それまで30万円から44万円だったものが、以前と同額の給与をもらっているのに20万円に下がっている。同社も同年10月に社長が失踪して倒産した。C氏が、A株式会社とB有限会社の2社で経理担当をしていたので、標準報酬月額について調査して、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録において、申立人のA株式会社における標準報酬月額は、当初、平成5年1月から同年9月までは47万円、同年10月から6年7月までは36万円、同年8月から7年2月までは41万円と記録されていたところ、同年2月7日付けで取り消され、5年

1月1日まで遡って20万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、同社の同僚従業員の標準報酬月額を確認したところ、申立人のほかに同社社長及び取締役を含む6人の標準報酬月額が、同じく平成7年2月7日付けで、5年10月及び6年10月の定時決定による標準報酬月額の記録が取り消され、申立人と同様に5年1月1日まで遡って減額訂正されていることが確認できる。

さらに、A株式会社の元事業主は、「申立期間①において、事業所には社会保険料の滞納が1年分から2年分あり、月々の保険料のほかに滞納分を約束手形で支払う方法などを社会保険事務所の職員に相談し、約束手形を渡して払っていたが、その後、渡した手形が不渡りとなって払えなくなった。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、平成7年2月7日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものとは考え難く、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の5年1月から7年9月までの標準報酬月額の記録については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た記録から、5年1月から同年9月までを47万円、同年10月から6年7月までを36万円、同年8月から7年9月までを41万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間①のうち、平成7年10月1日から8年3月1日までの期間については、申立人の標準報酬月額が前述の遡及訂正処理が行われた日以降の最初の7年10月の定時決定において、20万円と記録されているところ、当該定時決定処理については遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

また、A株式会社の元取締役及び経理担当者は、「申立期間①当時、会社は意図的に実際の給与額と異なる額で届出をしたことがあり、申立人の標準報酬月額について、実際の給与額より低額の標準報酬月額の届出を行った。」と回答しているが、「申立人の給与から控除する社会保険料は、実際の給与額に基づく標準報酬月額に相当する保険料か、社会保険事務所に届出をした標準報酬月額に相当する保険料のどちらかは不明である。」と回答している。

さらに、A株式会社は既に解散している上、元事業主は、「手形の不渡りを出して会社を番頭格の者にゆずったが、自分が残っていると会社のために良くないと言われ、社判・代表者印や全ての会社の資料をそのまま残して、会社を出たので、資料等は無く、保険料の控除については不明である。」と回答している。

このほか、申立期間①のうち、平成7年10月1日から8年3月1日



までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①のうち、平成7年10月1日から8年3月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 2 申立期間②について、申立人のB有限会社に係る給与振込口座の給与入金記録において、申立人は、平成10年2月分から11年4月分までの給与として、月額30万円以上の金額を受け取っていることが確認できることから、申立人の報酬月額は30万円以上であると判断できる。

また、同社の経理担当者は、「B有限会社において、申立期間②当時、会社は意図的に実際の給与額と異なる額で届出をしたことがあり、申立人の標準報酬月額を実際の給与額より低額の標準報酬月額で届出を行った。」と回答しているところ、申立人と同じ平成10年2月の随時改定により、標準報酬月額が32万円から15万円に引き下げられている同僚から提出された、平成11年度市民税・県民税特別徴収税額の通知書（納税義務者用）において、当該同僚は、10年分の社会保険料として、29万1,233円をB有限会社により源泉控除されていることが確認できるが、当該額は、同僚の同年のオンライン記録どおりの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（社会保険料）が翌月控除された額とほぼ一致する。

一方、申立人は、申立期間②に係る標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のうち、いずれか低い方の額を認定することとなる。

これらの事実を踏まえると、申立期間②について、申立人の給与振込口座により確認できる報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額より高額であるものの、同僚の平成11年度市民税・県民税特別徴収税額の通知書（納税義務者用）から、事業主は、オンライン記録どおりの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除していたことが認められる。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立期間②について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を、平成8年6月から同年9月までの期間を59万円、同年10月から9年5月までの期間を56万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年6月1日から9年6月29日まで  
社会保険事務所の記録によると、株式会社Aにおける平成8年6月から9年5月までの標準報酬月額の記録が、実際の給与の額と相違しているので、正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成8年6月から同年9月までの期間は59万円、同年10月から9年5月までの期間は56万円と記録されていたところ、株式会社Aが厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（9年6月29日）後の同年7月18日付けで、8年6月に遡って9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

一方、申立人は、商業登記簿謄本によると同社の取締役であったことが確認できるものの、当時の複数の同僚が社会保険事務手続は、事業主と同社の経理担当者が行ったと供述していることから、申立人は、当該標準報酬月額の減額訂正に関与する立場になかったことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような訂正処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立期間における標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た記録から、平成8年6月から同年9月までの期間を59万円、同年10月から9年5月までの期間を56万円に訂正することが必要と認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立期間に係る標準賞与額については、32万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 51 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月10日

ねんきん定期便では、株式会社Aにおける平成16年12月の冬期分賞与の記録が無いが、当該賞与明細書では厚生年金保険料を控除されているので、申立期間の標準賞与額について年金額に反映されるように訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成16年12月冬期分の賞与明細書により、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、賞与明細書において確認できる賞与額から、32万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該賞与に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、

このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該賞与に係る保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を、平成5年1月から6年10月までの期間を53万円、同年11月から7年1月までの期間を59万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年1月1日から7年2月28日まで  
社会保険事務所の記録によると株式会社Aにおける平成5年1月から7年1月までの標準報酬月額の記録が、実際の給与の額と相違している  
ので、正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成5年1月から6年10月までの期間は53万円、同年11月から7年1月までの期間は59万円と記録されていたところ、株式会社Aが厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（7年2月28日）後の同年3月7日付けで、5年1月から6年10月までの期間は8万円、同年11月から7年1月までの期間は9万2,000円に遡って引き下げられていることが確認できる。

一方、申立人は、閉鎖登記簿謄本によると同社の取締役であったことが確認できるものの、当時の複数の同僚が社会保険事務手続は、事業主と同社の総務・経理担当の幹部社員が行ったと供述していることから、申立人は、当該標準報酬月額の減額訂正に関与する立場になかったことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような訂正処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立期間における標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立

期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た記録から、平成5年1月から6年10月までの期間を53万円、同年11月から7年1月までの期間を59万円に訂正することが必要と認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）における資格喪失日に係る記録を昭和51年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和27年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和51年3月31日から同年4月1日まで  
ねんきん定期便の記録では、A株式会社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日が昭和51年3月31日となっているが、退職日である月末31日まで間違いなく勤務していたので、資格喪失日を同年4月1日に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間当時の複数の同僚の供述及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、A株式会社に昭和51年3月31日まで継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人が保管していた昭和51年の手帳には、「4月29日お給料42,753円収入」の記述がある上、当該給与額について同年3月31日までの日割り給与額及び保険料控除額を試算すると、おおむね一致することが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における昭和51年2月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。



なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、保険料を納付したか否かについて不明としているが、事業主から提出された申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の資格喪失年月日が、昭和 51 年 3 月 31 日と記載されていることが確認できることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は申立人に係る同年 3 月の保険料について納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

1 申立人の申立期間①に係るA株式会社における厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を38万円に訂正することが必要である。

2 申立人のA株式会社における資格喪失日は、平成8年8月1日であると認められることから、申立人の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、38万円とすることが妥当である。

3 申立人の申立期間③に係る株式会社Bにおける厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録については、38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間③の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和26年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成7年11月1日から8年5月21日まで  
② 平成8年5月21日から同年8月1日まで  
③ 平成8年8月1日から10年11月25日まで

年金記録確認第三者委員会から、A株式会社と株式会社Bで同僚だったC氏の年金記録に関する調査協力があったが、自分の厚生年金保険の記録についても、C氏と同様に、A株式会社に勤務していた期間のうち、申立期間①について、標準報酬月額が実際に受け取っていた給与よりも大きく引き下げられて記録されている。

また、申立期間②については、C氏と同様にA株式会社での厚生年金保険被保険者期間が、平成8年5月21日までとなっているが、実際は同

年7月31日まで勤務しており、被保険者期間としての記録が欠落している。

さらに、申立期間③については、A株式会社から業務を引き継いだ株式会社Bの標準報酬月額が、持っていた給与明細書と比べると大きく違って記録されている。

このことから、各申立期間について調査して、正しい厚生年金保険の記録に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、オンライン記録において、申立人のA株式会社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、38万円と記録されていたところ、平成8年4月30日付けで、被保険者資格の取得日（7年11月1日）に遡及して19万円に訂正されている上、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（8年12月1日）後の9年1月7日付けで、再度、当該期間における標準報酬月額が19万円から9万2,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、オンライン記録から、申立人の標準報酬月額が被保険者資格の取得日に遡及して訂正された日と同日付けで、当該事業所における申立人を除いた従業者9人のうち、6人の標準報酬月額が平成6年及び7年10月の定時決定を取り消し、6年10月の定時決定以前の日に遡及して減額訂正されている上、当該事業所における被保険者資格を既に喪失していた3人の従業者についても、遡及して減額訂正されていることが確認できる。

さらに、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日以降の平成9年1月7日付けで、再度、申立人を含む5人の標準報酬月額が遡及して減額訂正されたことが確認できる。

加えて、事業主が「会社を始めて1年くらいした頃から保険料を滞納し、社会保険事務所（当時）に何度か呼び出されたことがある。会社を始めたときに世話になった社会保険労務士が社会保険事務所と話し合ってくれた結果、社員の給料の記録を遡って低くするという事で保険料の滞納を解消してもらった。」と供述している上、複数の同僚が「会社は最初から資金繰りに困っており、給料も遅配していた。」と供述し、経理事務担当者も「社会保険事務所から保険料納付の督促があったり、職員が来社したことが何度かあったが、会社名を変えて移転してからは来社しなかった。」と供述していることから、当該事業所において保険料の納付が滞納していたことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間①において標準報酬月額に係る有

効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額、事業主が社会保険事務所に当初届け出た記録から、38万円に訂正することが必要と認められる。

- 2 申立期間②について、申立人のA株式会社における資格喪失日は、オンライン記録において平成8年5月21日とされているが、当該喪失届は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（8年12月1日）以降であり、かつ、申立人が申立事業所の次に勤務した株式会社Bにおいて、被保険者資格を取得した日（8年8月1日）以降の9年1月7日付けで、2度目の標準報酬月額の遡及した減額訂正処理と同時に処理されていること、オンライン記録における資格喪失日が、申立人と同日付けとなっていた同僚が所持していた8年5月分から同年7月分までの給与明細書において、事業主によって給与から厚生年金保険料を控除されていたことが確認できたこと、及び申立人は、当該同僚を含めた複数の同僚とともに8年8月1日付けで株式会社Bにおいて、被保険者資格を再取得するまでA株式会社に継続して勤務していたと同僚が供述していることから、申立人の資格喪失日は同日であったと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該喪失処理を行う合理的な理由は無く、申立期間②について、平成8年5月21日に資格喪失した旨の処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA株式会社における被保険者資格喪失日を、株式会社Bにおける資格取得日である同年8月1日に訂正することが必要と認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における上記1訂正後の平成8年4月のオンライン記録から、38万円とすることが妥当である。

- 3 申立期間③に係る株式会社Bにおける申立人の標準報酬月額は、オンライン記録では、厚生年金保険被保険者資格の取得時（平成8年8月1日）に決定された標準報酬月額のまま、9年10月の定時決定を経て資格喪失日（10年11月25日）までの全期間が9万2,000円と記録されていることが確認できる上、当該事業所において、申立人と同日付けで被保険者資格を取得した8人全員が、被保険者資格喪失日までの標準報酬月額が、全期間について9万2,000円と記録されていることが確認できる。

しかし、申立人が提出した平成8年12月分の給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録における申立人の標準報酬月額と一致していない上、申立人に係る雇用保険受給資格者証において、離職時における賃金日額から換算でき

る報酬月額、申立人が提出した給与明細書における給与総支給額とおおむね合致していることが認められる。

また、前述の同僚が所持していた申立期間③に係る自身の19か月分の給与明細書から、オンライン記録における当該同僚に係る標準報酬月額を上回る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

さらに、株式会社Bは、平成10年11月25日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後、休眠会社となっているが、当時の事業主が、「A株式会社の社長から、会社の名前を変えて事業を行うので、株式会社Bの社長になってくれと言われて就任した。従業員の給与については、分からない。」と供述しているところ、当該事業所の事務担当者が、「株式会社Bの給与は、給与明細書どおりの額が支給されていた。同社は、A株式会社が名前を変えた会社で、厚生年金保険料は、A株式会社で最初に届け出たとおりの額を控除していた。」と供述していることから、申立人は、申立期間③において、申立人が提出した給与明細書において確認できる厚生年金保険料を、事業主によって給与から控除されていたと推認することができる。

一方、申立人は、申立期間③の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除したと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間③のうち、平成8年12月の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額から、38万円とすることが妥当である。

また、申立期間③のうち、給与明細書が無い平成8年8月から同年11月までの期間及び9年1月から10年10月までの期間の標準報酬月額については、複数の同僚から、申立人が当該事業所において、工場長と呼ばれていた旨の供述が得られること、申立人が提出したタイムカードから時間外勤務及び休日勤務の実態が確認できるところ、前述の給与明細書において時間外勤務手当及び休日勤務手当の支給が無く、管理手当が支給されており、申立人が「給与は入社したときから変わらなかった。」と供述していることなどから、38万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、同僚が保存していた給与明細書から控除されていたと認められる申立人の当該期間に係る標準報酬月額と、オンラインの記録におけ

る標準報酬月額が、平成8年8月から10年10月までの申立期間③の全期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を32万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年2月1日から同年6月21日まで  
ねんきん定期便の記録では、株式会社Aに勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が9万8,000円と記録されている。保管する給与明細書では、厚生年金保険料が2万7,760円控除されていた。申立期間を正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成14年2月から同年5月までの期間について32万円と記録されていたところ、申立人の同社における被保険者資格喪失日である同年6月21日の後の同年7月18日に申立人を含む14人の被保険者の標準報酬月額が、資格取得時に遡って9万8,000円に減額訂正されている上、当該事業所の厚生年金保険の被保険者期間を有していた27人の被保険者の記録が、遡って取り消されていることが確認できる。

また、株式会社Aに係る滞納処分票の記録では、平成11年以降の申立期間を含む期間において、厚生年金保険料を含む社会保険料を滞納していることが確認でき、滞納保険料の納付について社会保険事務所(当時)と事業主が頻繁に交渉を行っていた記載がある。

これらを総合的に判断すると、平成14年7月18日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものとは考え難く、社会保険事務所において、このような遡及により記録を訂正する合理的理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た記録から、32万円に訂正することが必要と認められる。

## 第1 委員会の結論

- 1 申立人は、申立期間①のうち、平成 15 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 有限会社における 15 年 4 月から同年 6 月までの標準報酬月額に係る記録を 16 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間①のうち、平成 20 年 3 月 1 日から 22 年 2 月 1 日までの期間について、標準報酬月額の決定の基礎となる 19 年 4 月から同年 6 月までの期間、20 年 4 月から同年 6 月までの期間及び 21 年 4 月から同年 6 月までの期間は標準報酬月額 17 万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人の A 有限会社における標準報酬月額に係る記録を 20 年 3 月から 22 年 1 月までは 17 万円に訂正することが必要である。

- 2 申立人は、申立期間③から⑩までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間③、④、⑤、⑧及び⑩を 14 万円、申立期間⑥を 13 万 8,000 円、申立期間⑦を 13 万 6,000 円、申立期間⑨を 13 万 3,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間⑪から⑭までに係る標準賞与額について、申立期間⑪は 14 万円、申立期間⑫は 11 万 2,000 円、申立期間⑬は 8 万 4,000 円、申立期間⑭は 7 万円に相当する賞与が事業主により支払われていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間⑪を 14 万円、申立期間⑫を 11 万 2,000 円、申立期間⑬を 8 万 4,000 円、申立期間⑭を 7 万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :



生年月日：昭和40年生  
住所：

## 2 申立内容の要旨

申立期間：① 平成12年9月1日から22年2月1日まで  
② 平成15年7月25日  
③ 平成15年12月25日  
④ 平成16年12月22日  
⑤ 平成17年7月20日  
⑥ 平成17年12月22日  
⑦ 平成18年7月20日  
⑧ 平成18年12月22日  
⑨ 平成19年7月20日  
⑩ 平成19年12月25日  
⑪ 平成20年7月22日  
⑫ 平成20年12月24日  
⑬ 平成21年7月17日  
⑭ 平成21年12月23日

現在勤務しているA有限会社における標準報酬月額記録が、申立期間①について、実際の給与額より低い金額になっている。

また、平成15年7月から21年12月までの賞与についても、申立期間③については標準賞与額の記録が無く、申立期間②及び④から申立期間⑭までについては、実際の賞与額より低い標準賞与額が記録されているので、調査して、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①に係る年金記録及び申立期間②から⑭までの標準賞与額に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、平成12年9月1日から20年3月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた

期間であるから、厚生年金特例法を、同年3月1日から22年2月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

- 2 申立期間①のうち、平成15年4月から同年6月までの期間については、申立人が保管するA有限会社の発行したとする給与支払明細書並びに同社の作成した申立人に係る給与賞与支給額及び保険料控除額一覧表により、申立人は、当該期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額（14万2,000円）を超える16万円の標準報酬月額に相当する報酬月額の支払を受け、16万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料（1万864円）を超える1万2,318円の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、申立期間①のうち、平成12年9月1日から20年3月1日までの期間に係る標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①のうち、平成15年4月から同年6月までの期間に係る標準報酬月額については、給与支払明細書等で確認できる報酬月額から、16万円に訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が実際の給料より低い報酬月額を届け出たとしていることから、事業主は、給与支払明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に見合う保険料の納入告知を行っておらず、事業主は、当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成20年3月1日から22年2月1日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録において、14万2,000円と記録されている。しかし、申立人から提出されたA有限会社の発行したとする給与支払明細書並びに同社の作成した申立人に係る給与賞与支給額及び保険料控除額一覧表において、標準報酬月額の決定の基礎となる19年4月から同年6月までの期間、20年4月から同年6月までの期間、及び21年4月から同年6月までの期間は標準報酬月額17万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人のA有限会社における標準報酬月額に係る記録を平成20年3月から22年1月までは17万円に訂正することが必要である。

- 3 申立人の申立期間②から⑩までに係る標準賞与額について、申立人の保管する賞与支払明細書等において、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、標準賞与額について、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる賞与に係る保険料額及び申立人の賞与総支給額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賞与支払明細書等において確認できる賞与支給額及び保険料控除額から、申立期間③、④、⑤、⑧及び⑩を14万円、申立期間⑥を13万8,000円、申立期間⑦を13万6,000円、申立期間⑨を13万3,000円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に誤って届け出、又は一部届出漏れがあったとしていることから、その結果、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間⑪から⑭までに係る標準賞与額については、前述の賞与支払明細書等により、申立期間⑪は14万円、申立期間⑫は11万2,000円、申立期間⑬は8万4,000円、申立期間⑭は7万円に相当する賞与が事業主により支払われていたことが確認できる。

したがって、当該期間に係る標準賞与額については、申立期間⑪を14万円、申立期間⑫を11万2,000円、申立期間⑬を8万4,000円、申立期間⑭を7万円に訂正することが必要である。

- 4 申立期間①のうち、平成12年9月から15年3月までの期間及び同年7月から20年2月までの期間については、申立人が保管する給与支払明細書等により確認できる事業主により支払われた報酬月額が、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（14万2,000円）よりも高額であるものの、源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額と同額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、申立期間②については、賞与支払明細書等により確認できる事業主により源泉控除されていた厚生年金保険料に見合う標準賞与額が、オンラインの記録における標準賞与額よりも低額となっていることが確認できることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、株式会社B）における平成15年12月12日の標準賞与額の記録を60万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月12日

A株式会社から支給された申立期間の賞与の記録が無いが、賞与明細書から、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA株式会社に係る平成15年12月支給の賞与明細書から、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準賞与額については、賞与明細書における保険料控除額から、60万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の賞与額に基づく保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料を保存していないため不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成8年11月は30万円、9年2月は32万円、同年3月は30万円、同年9月は36万円、10年10月から同年12月までは26万円、11年2月から同年6月までは26万円、同年9月は28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年11月1日から12年1月20日まで  
年金事務所からの連絡により、株式会社Aに勤務していた申立期間の標準報酬月額が実際とは違う記録の可能性があることを知らされた。確かに当時の給与の額と違っているので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、株式会社Aから提出された給料台帳において確認できる月例給与合計額及び保険料控除額から、平成8年11月は30万円、9年2月は32万円、同年3月は30万円、同年9月は36万円、10年10月から同年12月までの期間及び11年2月から同年6月までの期間は26万円、同年9月は28万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、平成8年12月、9年1月、同年4月から同年8月までの期間、同年10月から10年9月までの期間、11年1月、同年7月、同年8月及び同年10月から同年12月までの期間については、給料台帳により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は報酬月額に見合う標準報酬月額はオンライン記録により確認できる標準報酬月額よりも低額又は同額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

なお、申立人の申立期間のうち、平成8年11月、9年2月、同年3月、同年9月、10年10月から同年12月までの期間、11年2月から同年6月までの期間及び同年9月に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は国側の記録どおりの届出を行っており、申立てどおりの届出を行っていないとしていることから、事業主は、当該給料台帳において確認できる厚生年金保険料額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該期間の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA会に係る申立期間の標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 7 月 31 日

A会から申立期間の賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、当該賞与に係る厚生年金保険の記録が無いので訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A会提出の給与台帳により、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、A会提出の給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、15万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行し



たか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を怠ったとして訂正の届出を行っていること、及び当該賞与に係る厚生年金保険料について納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は申立人の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA会に係る申立期間の標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を31万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月31日

A会から申立期間の賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、当該賞与に係る厚生年金保険の記録が無いので訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A会提出の給与台帳により、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、A会提出の給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、31万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行し

たか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を怠ったとして訂正の届出を行っていること、及び当該賞与に係る厚生年金保険料について納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は申立人の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和41年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年9月30日から同年10月1日まで  
昭和41年9月30日までA株式会社B工場に勤務し、同年10月1日付けでグループ企業のC株式会社（現在は、D株式会社）に異動したが、同年9月の厚生年金保険の被保険者記録が欠落している。申立期間について、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A株式会社提出の社員名簿、D株式会社提出の人事記録及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は、申立期間前後を含めてA株式会社B工場及びC株式会社に継続して勤務し（昭和41年10月1日に、A株式会社からC株式会社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和41年8月のオンライン記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについて不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和41年10月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年9月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会

保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年9月21日から同年11月21日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を同年9月21日、資格喪失日に係る記録を同年11月21日とし、当該期間に係る標準報酬月額に係る記録を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年6月1日から61年1月1日まで

昭和60年6月1日から同年12月31日まで、A株式会社に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたが、当該期間に係る厚生年金保険の加入記録が欠けているのは納得できない。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A株式会社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚の供述及び申立人が記憶する同僚に同社における被保険者記録が確認できることから、期間の特定はできないものの、申立人が同社において勤務していたことが認められるとともに、申立人提出の昭和60年10月分及び同年11月分の給料支払明細書（A株式会社名の記載がある。）から、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立事業所に勤務していた者の給与計算の締切日、給与支払日及び厚生年金保険料控除方式についての供述から判断すると、申立事業所は毎月20日締め、当月25日支払で、保険料は翌月控除方式であったことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和60年9月21日から同年11月21日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主

により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の昭和60年9月及び同年10月の標準報酬月額については、給料支払明細書に記載の報酬月額から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間におけるA株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の健保番号に欠番は無いことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後被保険者資格喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても、社会保険事務所が当該届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所に資格の取得及び喪失に係る届出は行われてなく、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和60年9月及び同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、上記以外の申立期間については、申立事業所は既に解散しており、当時の取締役及び同僚から、具体的な勤務期間及び申立人に係る厚生年金保険料の事業主による控除に関する供述を得られない。

また、申立人が上記以外の申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給料支払明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の上記以外の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、上記以外の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B部における被保険者資格喪失日に係る記録を平成11年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年9月30日から同年10月1日まで  
A株式会社において、申立期間前後を含めて継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間も給与から厚生年金保険料を控除されていたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録、厚生年金基金加入員台帳の加入員記録、申立人提出の給与明細書から判断すると、申立人は、申立期間前後を含めてA株式会社で継続して勤務し（平成11年10月1日にA株式会社B部から同社Cセンターに異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人提出の給与明細書に記載の厚生年金保険料控除額から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、納付したか否かは不明としているが、A株式会社B部に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」に記載の被保険者資格喪失日が平成11年9月30日となっていることから、事業主が同日を被保険者資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年9月の保険料の納入の告知を行っておらず（社



会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 50 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 10 月 1 日から 11 年 4 月 16 日まで  
株式会社Aに勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与額及び控除保険料額相当の標準報酬月額と相違しているので訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間の標準報酬月額は、11万円であることが確認できる。

しかしながら、申立人提出の給与明細書に記載の控除厚生年金保険料額及び事業主の供述等から判断すると、申立人は、申立期間において、標準報酬月額 24 万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は申立てに係る関連資料が保存されておらず不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A株式会社B工場（現在は、C株式会社D所）における資格喪失日に係る記録を昭和40年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年5月31日から同年6月1日まで  
A株式会社に入社後、転勤はあったが退職するまで申立期間も含めて継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険加入記録が無い。  
申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主提出の申立人に係る人事台帳、在籍証明書、雇用保険の加入記録及び同僚の供述から、申立人が申立期間前後を含めてA株式会社（C株式会社）に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A株式会社B工場から同社E工場への異動日については、申立人の主張、申立人に係る人事台帳記載の各部署等への異動発令日（異動発令日は21日又は1日）及び同僚の供述から判断して、昭和40年6月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA株式会社B工場の健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載の資格喪失時の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時の関係資料が無いため保険料を納付した

か否か不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 40 年 6 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 5 月 31 日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 5 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については 36 万円、申立期間②に係る標準報酬月額については 41 万円、申立期間③に係る標準報酬月額については 47 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 1 月 1 日から同年 7 月 1 日まで  
② 平成元年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日まで  
③ 平成 4 年 1 月 1 日から同年 7 月 1 日まで

株式会社Aに勤務していたときの標準報酬月額については、控除保険料額からすると、申立期間①は 36 万円、申立期間②は 41 万円、申立期間③は 47 万円であるので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①から③までの標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定し又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の金額を認定することとなる。

したがって、申立期間①から③までの標準報酬月額については、申立人提出の給料明細書に記載の厚生年金保険料額等から、申立期間①は 36 万円、申立期間②は 41 万円、申立期間③は 47 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①から③までの厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）の納付義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月 15 日

A社における、私の平成15年12月分賞与について、賞与明細書では厚生年金保険料が控除されているが、被保険者記録ではこの期間の賞与の記録が無いので、申立期間の厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書及びA社から提出された平成15年3回分賞与一覧表（個人別）等により、申立人は、申立期間において、同事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、申立人から提出された賞与明細書及びA社から提出された平成15年3回分賞与一覧表等において確認できる保険料控除額から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出していないこと、及び申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、申立期間①から⑥までについて、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間①から⑥までに係る標準報酬月額の記録については、平成7年4月を18万円に、同年5月を20万円に、同年6月を24万円に、同年7月を20万円に、同年9月を26万円に、9年4月から同年9月までの期間を22万円に、10年3月及び14年4月から同年9月までの期間を24万円に、15年5月を28万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、申立期間⑧から⑰までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間⑧から⑰までに係る標準賞与額の記録については、平成15年7月1日、同年12月1日及び16年7月1日の記録を65万円に、同年12月1日及び17年7月1日の記録を63万3,000円に、同年12月1日及び18年7月1日の記録を61万7,000円に、同年12月1日の記録を60万2,000円に、19年7月1日の記録を64万9,000円に、同年12月1日の記録を63万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないとして認められる。

また、申立人の申立期間のうち、申立期間⑦及び⑱については、標準報酬月額の決定の基礎となる平成20年4月から同年6月まで、及び21年4月から同年6月までは標準報酬月額26万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められること、並びに標準賞与額70万円に相当する賞与が事業主により支払われていたと認められることから、株式会社Aにおける20年9月から22年8月までの標準報酬月額に係る記録を26万円に、20年7月1日、同年12月1日、21年7月1日及び同年12月1日に係る標準賞与額に係る記録を70万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生



住 所 :

## 2 申立内容の要旨

- 申立期間 : ① 平成7年4月から同年7月まで  
② 平成7年9月  
③ 平成9年4月から同年9月まで  
④ 平成10年3月  
⑤ 平成14年4月から同年9月まで  
⑥ 平成15年5月  
⑦ 平成20年9月から22年8月まで  
⑧ 平成15年7月1日  
⑨ 平成15年12月1日  
⑩ 平成16年7月1日  
⑪ 平成16年12月1日  
⑫ 平成17年7月1日  
⑬ 平成17年12月1日  
⑭ 平成18年7月1日  
⑮ 平成18年12月1日  
⑯ 平成19年7月1日  
⑰ 平成19年12月1日  
⑱ 平成20年7月1日

株式会社Aに勤務していた期間のうち、平成15年夏季賞与から21年冬季賞与までの14回の賞与について、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が無い。また、7年4月から同年7月までの期間、同年9月、9年4月から同年9月までの期間、10年3月、14年4月から同年9月までの期間、15年5月及び20年9月から22年8月までの期間の給与について、標準報酬月額が実際の給与額と相違している。これらの期間の標準賞与額及び標準報酬月額を正しい金額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間①から⑱までの標準報酬月額及び標準賞与額に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用するという厚生労働省の見解が示されたこ

とを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、申立期間①から⑥までに係る標準報酬月額及び申立期間⑧から⑰までに係る標準賞与額については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅した期間であるから厚生年金特例法を、申立期間⑦及び⑱に係る標準報酬月額及び標準賞与額については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから厚生年金保険法を適用する。

- 2 申立人は、申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額及び標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額と標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額及び標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間①から⑥までに係る標準報酬月額の記録については、申立人の提出した給料支払明細書において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、平成7年4月を18万円に、同年5月を20万円に、同年6月を24万円に、同年7月を20万円に、同年9月を26万円に、9年4月から同年9月までの期間を22万円に、10年3月及び14年4月から同年9月までの期間を24万円に、15年5月を28万円とすることが必要である。

また、申立人の申立期間⑧から⑰までに係る標準賞与額の記録については、給料支払明細書において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成15年7月1日、同年12月1日及び16年7月1日の記録を65万円に、同年12月1日及び17年7月1日の記録を63万3,000円に、17年12月1日及び18年7月1日の記録を61万7,000円に、同年12月1日の記録を60万2,000円に、19年7月1日の記録を64万9,000円に、同年12月1日の記録を63万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料が無いことから不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額及び標準賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資

料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 3 申立人の申立期間⑦に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると 24 万円と記録されているが、申立人から提出された給料支払明細書によると、標準報酬月額の決定の基礎となる平成 20 年 4 月から同年 6 月まで、及び 21 年 4 月から同年 6 月までは標準報酬月額 26 万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

また、申立人の申立期間⑦及び⑧に係る標準賞与額については、オンライン記録に当該賞与に係る記録が無いことが確認できるが、申立人から提出された給料支払明細書によると、標準賞与額 70 万円に相当する賞与が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人の株式会社Aにおける標準報酬月額を平成 20 年 9 月から 22 年 8 月までは 26 万円に、標準賞与額を 20 年 7 月 1 日、同年 12 月 1 日、21 年 7 月 1 日及び同年 12 月 1 日については 70 万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（44万2,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を44万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和50年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月30日

平成14年9月1日から株式会社Aに継続して勤務し、厚生年金保険の適用については関係会社である株式会社Bの被保険者となっているが、ねんきん定期便の標準報酬月額と保険料納付額の月別状況において16年6月の標準賞与の記録が欠落している。賞与明細書において、厚生年金保険料が控除されているので当該納付の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した株式会社Aにおける申立期間の賞与支給明細書及び賞与賃金台帳から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（44万2,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無いことから不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（31万8,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を31万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 57 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 6 月 30 日

平成 14 年 4 月 1 日から株式会社Aに継続して勤務し、厚生年金保険の適用については関係会社である株式会社Bの被保険者となっているが、ねんきん定期便の標準報酬月額と保険料納付額の月別状況において 16 年 6 月の標準賞与の記録が欠落している。賞与明細書において、厚生年金保険料が控除されているので当該納付の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した株式会社Aにおける申立期間の賞与支給明細書及び賞与賃金台帳から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（31万8,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無いことから不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和49年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る昭和48年12月及び49年1月の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められ、同年2月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年12月31日から49年3月1日まで  
A株式会社に昭和49年2月28日まで勤務し、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年2月28日までA株式会社に勤務し、その間、厚生年金保険に加入していたとしているが、同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿では、48年12月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したものとされている。

しかしながら、複数の同僚の供述及び申立人に係る雇用保険の被保険者記録から、申立人がA株式会社に昭和49年2月28日まで勤務していたことが認められる。

また、申立人と同様にA株式会社の本社に勤務し、同一職種であった同僚の保管していた源泉徴収票により、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社に係る

健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の昭和48年11月の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立期間のうち、昭和48年12月及び49年1月の申立人に係る保険料の納付義務の履行については、事業主からの回答は無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、適用事業所名簿によれば、A株式会社は昭和49年2月28日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、その後は申立期間を含めて適用事業所としての記録が無いが、申立人及び複数の同僚の供述から、同日に同社において、少なくとも10人の従業員が勤務していたことが認められることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。したがって、申立期間のうち、同年2月の申立人に係る保険料の納付義務の履行については、事業主からの回答は無いが、事業主は、当該期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、昭和43年1月15日から同年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を同年1月15日、資格喪失日に係る記録を同年5月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、同年1月から同年3月までは2万6,000円、同年4月は2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年1月15日から同年6月1日まで  
② 昭和44年9月18日から同年12月1日まで

私は、昭和37年9月にB株式会社に入社し、以後退社するまでの間、会社はC株式会社、A株式会社、D株式会社と社名が変更されたが、全て厚生年金保険料を給与から差し引かれていた。しかし、私の厚生年金保険被保険者記録は、43年1月15日から同年6月1日までの期間及び44年9月18日から同年12月1日までの期間が欠けている。申立期間の厚生年金保険の被保険者記録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち昭和43年1月15日から同年5月1日までの期間については、雇用保険の被保険者記録（事業所名は不明）及びオンライン記録において申立人同様にC株式会社からA株式会社に勤務が変わったことが確認できる複数の同僚の供述から、申立人がA株式会社に勤務していたことが認められる。

また、上記同僚のうち、申立人と同様にA株式会社に勤務し、被保険者記録が無い同僚が所持する給与明細書によると、当該期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが確認できる。



これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記同僚の給与明細書において確認できる当該期間の保険料控除額並びにオンライン記録において確認できる申立人及び上記同僚の申立期間①後の厚生年金保険の標準報酬月額から、昭和43年1月から同年3月までは2万6,000円、同年4月は2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録によれば、A株式会社は、昭和43年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①において適用事業所とはなっていないが、申立人及び複数の同僚の供述から、申立期間①当時、同社において、少なくとも7人の従業員が勤務していたことが認められることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断されるところ、事業主は当該期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間①のうち昭和43年5月1日から同年6月1日までの期間については、雇用保険の被保険者記録（事業所名は不明）及びオンライン記録において申立人同様にC株式会社からA株式会社に勤務が変わったことが確認できる複数の同僚の供述から、申立人がA株式会社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A株式会社の元事業主に照会するも回答が無い上、照会したA株式会社における複数の同僚からも保険料控除に関する資料の提出や具体的な供述を得ることができなかった。

また、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

- 3 申立期間②については、雇用保険の被保険者記録（事業所名は不明）及びオンライン記録において申立人同様にA株式会社からD株式会社に勤務が変わったことが確認できる複数の同僚の供述から、申立人がA株式会社又はD株式会社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、健康保険厚生年金保険適用事業所名簿によると、A株式会社は昭和44年9月18日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、また、D株式会社は同年12月1日に適用事業所となっており、申立期間②において両事業所は、適用事業所ではないことが確認できる。

また、A株式会社及びD株式会社の元事業主に照会するも回答が無い上、照会したA株式会社及びD株式会社における複数の同僚からも保険料控除に関する資料の提出や具体的な供述は得られなかった。

さらに、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

- 4 このほか、申立人の申立期間①のうち昭和 43 年 5 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間及び申立期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。
- 5 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①のうち昭和 43 年 5 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間及び申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立期間のうち、平成19年9月から20年4月までを56万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年3月1日から20年5月1日まで

勤務をしているA社と平成21年3月31日に過去2年間の残業代の支払合意をし、社会保険料が控除された金額を受け取ったが、厚生年金保険料が納付されていなかった。このうち19年3月から20年4月までの期間については時効になってしまっているが、同社も厚生年金保険料の控除及び未納を認め納付すると言っているので、調査をして厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立事業所に係る賃金台帳で確認できる厚生年金保険料額から、平成19年9月から20年4月までを56万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、過失により申立人の申立期間に係る標準報酬月額（56万円）

に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額(47万円)に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付していないことを認めていることから、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成19年3月1日から同年9月1日までの期間に係る標準報酬月額については、申立事業所に係る賃金台帳で確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録における標準報酬月額を超えないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立期間のうち、平成14年2月を36万円、15年4月から同年9月までの期間を26万円、17年8月を32万円、同年9月から18年12月までの期間を30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年4月1日から平成15年10月30日まで  
② 平成17年8月1日から20年5月29日まで

A株式会社に勤めていたときに実際にもらっていた給与の金額と、同社が社会保険事務所（当時）に届けていた標準報酬月額が違っている。調べて厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、給与支払明細書で確認できる厚生年金保険料額から、平成14年2月を36万円、15年4月から同年9月までの期間を26万円、17年8月を32万円、同年9月から18年12月までの期間を30万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務

の履行については、元事業主は履行したと供述しているが、給与支払明細書で確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所において記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は給与支払明細書で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成5年7月から6年2月までの期間、同年4月から7年8月までの期間、同年12月から8年12月までの期間、9年2月から12年10月までの期間、13年5月、同年6月、同年8月、同年9月、同年11月から14年1月までの期間、同年4月、同年6月から同年11月までの期間及び15年1月から同年3月までの期間については、当該期間に係る給与支払明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額を超えないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、申立期間①及び②のうち、昭和60年4月から平成5年6月までの期間、6年3月、7年9月から同年11月までの期間、9年1月、12年11月から13年4月までの期間、同年7月、同年10月、14年3月、同年5月、同年12月及び19年1月から20年4月までの期間に係る標準報酬月額については、給与支払明細書の提出が無いほか、同僚からも保険料控除について明確な供述が得られず、申立事業所も適用事業所ではなくなり資料が無いことから、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

1 申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A株式会社における申立人の申立期間①に係る被保険者記録のうち、資格喪失日（昭和22年1月15日）及び資格取得日（22年3月1日）を取り消し、申立期間①の標準報酬月額を150円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立人の申立期間③について、B株式会社における厚生年金保険の被保険者の資格取得日は昭和24年1月1日、資格喪失日は同年4月1日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、4,500円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年1月15日から同年3月1日まで  
② 昭和22年7月10日から同年9月1日まで  
③ 昭和24年2月15日から同年4月25日まで

昭和21年2月1日から27年7月14日に退職するまでA株式会社のC課に勤務していた。

申立期間①は、D業務をするために、社長から「E製品の勉強をしてこい」と指示され、社員数人と一緒にF地へ研修に通っていた。申立期間②は、G組織の命令により事業所の閉鎖命令が出たが、よそに工場を借りてE製品の製造を続けており、自分はH株式会社に間借りした事務所で業務を続けていた。申立期間③は、事業所の閉鎖命令が解除になり元のA株式会社の事務所に勤務していた。

全ての申立期間に給与から厚生年金保険料を控除されていたはずであり、納得できないので調査して記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人は、社会保険事務所（当時）の記録では、A株式会社において昭和 21 年 2 月 1 日に厚生年金保険の資格を取得し、22 年 1 月 15 日に資格を喪失後、同年 3 月 1 日に同社において再度資格を取得しており、同年 1 月から同年 2 月までの申立期間①の被保険者記録が無い。

しかし、申立期間①当時の複数の同僚の供述から、申立人が申立期間①においてA株式会社に継続して勤務したことが推認される。

また、申立人の申立期間①当時の複数の同僚は、申立人は自分達を含む数人（同僚は、申立人を含む 6 人の名前を記憶）と一緒に社長から E 製品の勉強に行くよう指示されて、昭和 22 年の年明けから春先まで、I 地にあった J 校へ研修に通ったと供述しているところ、申立人を含む 6 人のうち、申立人を除く 5 人は、いずれも申立期間①において厚生年金保険の記録が継続している上、申立期間①以後の昭和 22 年 7 月 10 日まで被保険者記録が確認できる申立人を含む被保険者 180 人についても申立期間①の記録が確認できないのは、申立人一人のみであった。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立期間①直前の昭和 21 年 12 月の標準報酬月額から、150 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A株式会社は昭和 39 年に解散しており、事業主は他界していることから、確認できないが、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができないものの、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 22 年 1 月から同年 2 月までの保険料について納付の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



2 申立期間③について、申立人は、A株式会社において昭和 24 年 2 月 15 日に被保険者資格を喪失しているところ、B株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名、生年月日が同一で資格取得日が同年 1 月 1 日、資格喪失日が同年 4 月 1 日の未統合の被保険者記録が発見された。

また、申立人は「昭和 27 年 7 月 14 日に退職するまでA株式会社に継続して勤務しておりB株式会社に転勤したことはない。」と主張しており、申立期間③当時の同僚 6 人は「申立人は、申立期間③に自分達と一緒にA株式会社に勤務していた。」と供述している上、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、当該 6 人は申立期間③に同社において記録が確認される。

さらに、申立期間③当時の複数の同僚は、申立人が申立期間③にA株式会社に継続して勤務しており、同社に「K」姓の勤務者は「申立人以外には勤務していなかった。」旨を供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、B株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における未統合の被保険者記録は、申立人の記録であると認められることから、事業主は申立人がB株式会社において厚生年金保険被保険者の資格を昭和 24 年 1 月 1 日に取得し、同年 4 月 1 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、B株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における未統合の記録から 4,500 円とすることが妥当である。

3 申立期間②について、申立期間②当時の複数の同僚の供述から、申立人がA株式会社に勤務していたことがうかがわれる。

しかし、申立期間②当時の複数の同僚の供述によると、当該期間においてA株式会社のC課に勤務していたとしている申立人を含む同僚 5 人は、A株式会社及びH株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、昭和 22 年 7 月 10 日にA株式会社において被保険者資格を喪失し、同年 9 月 1 日にH株式会社において被保険者資格を取得しており、両社の同名簿における健康保険の整理番号に欠番は無い。

また、申立期間②について、当時の複数の同僚は「A株式会社は、G組織による閉鎖命令を受けて事業所が閉鎖され、同社では業務ができなかったことから、申立人を含む社員全員が関連会社であるH株式会社等に分散して業務を続けていた。」と供述している。

さらに、A株式会社は、昭和 39 年に解散し、事業主も他界している

ことから、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができなかった。

加えて、申立期間②当時、申立人と一緒にC課に勤務していた同僚4人（3人は他界）のうち、一人は申立期間②当時のことを憶えていない。

このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の給与からの控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た厚生年金保険の標準報酬月額額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を59万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年3月1日から10年3月31日まで

A株式会社に勤務した期間のうち、平成8年3月1日から10年3月31日までの期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与に見合う標準報酬月額と相違しているため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人のA株式会社における厚生年金保険の標準報酬月額額は、当初、平成8年3月から10年2月までは59万円と記録されていた。

しかし、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成10年3月31日以降の同年5月8日に、申立人の標準報酬月額額の記録が遡って59万円から9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間において同社の取締役であったことが商業登記簿謄本から確認できるが、申立人は、B会社である同社において、現場を統括し、営業、元請との折衝を担当していたと供述しているほか、同社の経理事務を行っていた会計事務所の職員も、「同社は社会保険料を滞納していた。社会保険関係の決定は社長が行っていたと思う。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、かかる処理を行う合理的な理由はなく、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額から、59万円に訂正することが必要と認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主は、A株式会社B所（現在は、株式会社C）において、申立人が主張する昭和54年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出及び55年1月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められる。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、昭和54年4月から同年9月までを19万円、同年10月から同年12月までを20万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月1日から55年1月1日まで

私は、昭和53年4月にA株式会社に入社し、54年4月1日に同社D工場から同社B所に異動となり、同年12月末日に退職したが、B所における厚生年金保険の加入記録が無い。

E基金の加入月数は21月となっているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人が申立期間にA株式会社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、事業主が提出したA株式会社F工場の申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬月額決定通知書」において、F工場が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった昭和54年4月1日に申立人が資格取得していることが確認できるところ、日本年金機構G事務センターの回答によると、A株式会社B所は、同社F工場と同社H工場が合併し、同日に厚生年金保険の適用事業所になっている上、上記「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬月額決定通知書」に記載された申立人を除く3人の被保険者は、オンライン記録においてそれぞれ、54年2月13日、同年3月15日、同年3月25日に同社F工

場において資格を取得し、同年4月1日に同工場で資格を喪失すると同時に同社B所で資格を取得していることが確認できる。

また、事業主が提出した申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書から、申立人がA株式会社B所において、昭和55年1月1日に資格喪失していることが確認できる。

さらに、E基金が提出した申立人に係る被保険者報酬月額算定基礎届及び加入員資格喪失届から、同社B所において、昭和54年10月に定時決定がされ、55年1月1日に資格喪失していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、事業主がA株式会社B所において、昭和54年4月1日に被保険者資格を取得した旨の届出及び55年1月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、E基金の記録により、昭和54年4月から同年9月までは19万円、同年10月から同年12月までは20万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を平成6年6月は36万円に、同年7月から9年11月までは30万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年6月1日から9年12月1日まで

私は、元夫の経営していたA株式会社に平成4年から17年まで取締役として勤務した。しかし、6年6月から9年12月までの標準報酬月額は、8万円から9万2,000円と記録されているが、実際は30万円から36万円の給料をもらっていた。社会保険事務所の職員や社長（元夫）から、標準報酬月額を減額するという話は聞いていない。調査して、記録を直してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初申立人が主張する平成6年6月は36万円、同年7月から9年11月までは30万円と記録されていたところ、同年11月25日付けで、6年6月1日に遡って同年6月から同年9月までは8万円、同年10月から9年11月までは9万2,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、申立人は、「私は、取締役であり、会社に社会保険料の滞納があることを知っていたが、社会保険事務所の職員からは、滞納社会保険料を分割で返済していくことで了解されていた。標準報酬月額の減額の話は聞いていなかった。」と供述しており、平成9年度の「滞納処分票」には事業主のみが職員と対応していることが確認でき、事業主は、「社会保険事務所の職員が来所し、年金の減額の話があった。（標準報酬月額の減額の際）社会保険事務所の担当者に自分が印鑑を渡した。申立人は本当に知らなかったと思う。」と供述している。

これらの事実を総合的に判断すると、平成9年11月25日付けで行われた遡及訂正処理は事実に即したものと考え難く、申立人について6年6月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、平成6年6月は36万円、同年7月から9年11月までは30万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間①の標準報酬月額を平成9年4月から10年1月までは59万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を平成10年3月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額に係る記録を59万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年4月1日から10年2月28日まで  
② 平成10年2月28日から同年3月1日まで

A株式会社に勤務していた平成9年4月から10年1月までの標準報酬月額が、遡って59万円から20万円に引き下げられているので、訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

また、今回提出したA株式会社の平成10年2月分の給与明細書では、事業主により厚生年金保険料が控除されており（当該事業所の保険料控除は当月払）、資格喪失日を10年3月1日に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、オンライン記録において、申立人のA株式会社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、59万円と記録されていたところ、A株式会社が、厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成10年2月28日より後の同年3月2日付けで、20万円に遡及して減額訂正処理されていることが確認できる。

一方、申立人は、A株式会社の商業登記簿謄本から平成7年6月に同



事業所の取締役に重任されていることが確認できるが、申立人及び複数の元同僚は、申立人は現場の作業責任者であり社会保険事務に関与していなかった旨の供述をしていることから、申立人は社会保険事務に関与していなかったと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、当該処理を遡及して行う合理的理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額のとおり、59万円と訂正することが必要と認められる。

2 申立期間②については、雇用保険の被保険者記録、申立人が保管する平成10年2月分の給与明細書及び元同僚の供述により、申立人が申立期間②に継続して勤務し、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額は、平成10年2月分の給与明細書の保険料控除額から、59万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によると、A株式会社は、平成10年2月28日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているが、その後も当該事業所は、法人として雇用保険の適用事業所であったことから、申立期間②において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は既に他界しており確認できないが、A株式会社は、申立期間②において適用事業所でありながら社会保険事務所に適用に係る届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を昭和52年2月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年2月21日から同年5月21日まで  
昭和51年4月1日にB株式会社(後のC株式会社)に入社以来、53年11月1日にD株式会社に異動するまで、グループ企業間に継続して勤務していたが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間が欠落しているため、調査の上、この期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

同僚の供述により、申立人がB株式会社及び同社の関連会社に継続して勤務し(昭和52年2月21日に関連会社の株式会社Eから関連会社のA株式会社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和52年5月に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、8万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のD院（現在は、E院）における資格取得日に係る記録を昭和48年9月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年9月から同年11月21日まで

私は、昭和48年9月25日に前の会社を退職後、同年9月から59年6月30日までD院に開院当初から勤務していたが、申立期間の被保険者記録が無い。同院の48年9月分及び同年10月分の給料明細では厚生年金の保険料が控除されているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のD院に係る給与明細書等並びに申立期間当時の経理・社会保険担当者及び複数の元同僚の供述により、申立人は、昭和48年9月から同院に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、資格取得日については、申立人が昭和48年9月25日に直前の会社を退職していること、及び元同僚Aは「申立人は、D院に入職する前日まで前の会社に勤務していたと聞いたことがある。」と供述し、元同僚B及びCは「申立人は、48年9月\*日の開院日の少し後から入職してきた。」と供述していることから、同年9月26日とすることが妥当である。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主

が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、昭和48年9月分及び同年10月分の給与明細書等で確認できる厚生年金保険料控除額から、4万5,000円とすることが妥当である。

一方、適用事業所名簿によれば、D院は、昭和48年11月21日に厚生年金保険の適用事業所となっているが、事業主の回答及び元同僚Cの供述により、適用事業所となる前から少なくとも被保険者は26人おり、申立期間当時も事業主が提出した同院の開設届（同年9月\*日開設）により職員が18人いたことが確認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、D院は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和48年9月及び同年10月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間①については、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（62万円）であったと認められることから、申立期間①の標準報酬月額の記録を62万円に訂正することが必要である。

申立期間②に係る標準報酬月額の記録については、当該期間のうち、平成15年4月から同年9月までを19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間③については、申立人は、その主張する標準報酬月額（50万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間③の標準報酬月額に係る記録を50万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成13年10月から14年3月まで  
② 平成15年4月から16年6月まで  
③ 平成20年7月及び同年8月

ねんきん定期便で知ったが、A株式会社（現在は、株式会社B）に勤務していた当時の標準報酬月額が申立期間①については、62万円が15万円に、申立期間②については、59万円が18万円に、申立期間③については、50万円が20万円に減額されている。

調査の上、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、オンライン記録において、申立人の申立期間①の標準報酬月額は、当初申立人が主張する 62 万円と記録されていたところ、平成 14 年 4 月 17 日付けで、13 年 10 月 1 日に遡って 15 万円に引き下げられていることが確認できる。

また、当該事業所の代表者及び当時勤務していた元同僚 17 人についても、オンライン記録によると、申立人に係る訂正処理日と隣接する平成 14 年 4 月 18 日付けで、13 年 7 月 1 日に遡って標準報酬月額が減額訂正されている。

さらに、平成 22 年 11 月 15 日付けの年金事務所への回答文書において、当該事業所の事業主は、「申立期間当時、経営が困窮しており、社会保険料の滞納もあることから、前社長が標準報酬月額の減額変更をした。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、平成 14 年 4 月 17 日付けで行った遡及訂正処理は事実即したものと考え難く、申立人について 13 年 10 月 1 日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 62 万円に訂正することが必要と認められる。

2 申立期間②のうち、平成 15 年 4 月から同年 9 月までに係る標準報酬月額については、申立人が提出した給与明細書及び C 市役所から提供された「16 年度（15 年中所得）市民税・県民税課税状況」から、申立人は、当該期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額（18 万円）を超える標準報酬月額（19 万円）の支払を受け、報酬月額（18 万円）より高い標準報酬月額（19 万円）に見合う厚生年金保険料（1 万 3,012 円）を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、18 万円の標準報酬月額に相当する報酬月額の届出を行ったことを認めており、事業主が 18 万円を報酬月額として社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれ

それぞれに見合う標準報酬月額範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立期間②のうち、平成 15 年 10 月から 16 年 6 月までの期間については、申立人から提出のあった給与明細書上の保険料控除額に見合う標準報酬月額は、申立人のオンライン記録における標準報酬月額と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

- 3 申立期間③については、事業主から提出された平成 20 年度の賃金台帳及び申立人から提出された給与明細書から、申立人は、申立期間③において、その主張する標準報酬月額（50 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、被保険者報酬月額変更届（標準報酬月額 20 万円）を平成 20 年 7 月 25 日に社会保険事務所に届け出たことが確認でき、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①における厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を24万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 13 年 11 月 1 日から 14 年 7 月 31 日まで  
② 平成 14 年 7 月 31 日から 15 年 5 月 14 日まで

申立期間①については、ねんきん定期便を見たが、当該期間の標準報酬月額がそれ以前と比べて随分低くなっており、不正な引下げ処理をされたと考えられるので、正しい記録に訂正してほしい。

申立期間②については、私は、株式会社Aに平成13年7月13日に入社し、15年5月13日に退職したが、社会保険事務所（当時）の記録では、14年7月31日喪失となっている。当該申立期間も社会保険料を事業主により給与から控除されていたので、調査の上、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録によると、申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成13年11月1日から14年6月まで24万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった同年7月31日より後の同年8月8日付けで、当該期間の標準報酬月額が9万8,000円に減額されていることが確認できる。

また、当該事業所の事業主は、「申立期間①当時、当社が厚生年金保険料を滞納していたため、厚生年金保険から脱退する届出を行った。」としている。

これらを総合的に判断すると社会保険事務所において、当該遡及訂正処理を行う合理的理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があ

ったとは認められず、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 24 万円に訂正することが必要である。

2 申立期間②については、元同僚の供述及び申立人の雇用保険の加入記録（平成 14 年 10 月 20 日離職）から、申立人が株式会社Aに勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、株式会社Aは、平成 14 年 7 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時加入していたほかの 37 人の従業員も全員同日付けで被保険者資格を喪失している上、そのうち、20 人が同日に国民年金に加入していることが確認できる。

また、元同僚から提出された平成 14 年 9 月分の給与明細書からは厚生年金保険料及び健康保険料は事業主により給与から控除されていないことが確認できるほか、被保険者資格記録照会回答票の記録により、申立人は、同年 8 月 12 日に健康保険証を返納していることとされている。

さらに、株式会社Aの事業主は、「申立期間当時、保険料を滞納していたため、厚生年金保険から脱退し、健康保険のみ任意継続することにし、従業員にその旨説明した。」としている。

このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成元年12月から2年12月までの期間は32万円、3年1月から同年3月までの期間は30万円、同年4月から4年3月までの期間は36万円、同年4月から6年10月までの期間は38万円、同年11月から7年8月までの期間は32万円、同年9月は34万円、同年10月から8年6月までの期間は32万円、同年7月から同年9月までの期間は36万円、同年10月から9年6月までの期間は34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年12月1日から9年7月1日まで

私の厚生年金保険被保険者記録は、B株式会社に勤務していた平成元年12月から9年6月までの標準報酬月額の記録が実際の給与より著しく低い。当時の給与に合わせて標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間のうち、平成8年9月から9年6月までの期間に係る標準報酬月額については、当該事業所の従業員給料支給記録から、申立人の給料から控除されていた厚生年金保険料（2万9,725円）に見合う標準報酬月額は、8年9月は36万円、同年10月から9年6月までの期間は34万円で

あったことが認められる。一方、オンライン記録で確認できる申立人の上記期間の標準報酬月額は、15万円となっていることから、同期間において申立人の給料から控除された厚生年金保険料に見合う標準報酬月額はオンライン記録よりも高額であったことが確認できる。

また、申立期間のうち、当該事業所の従業員給料支給記録で確認できない平成元年12月から8年6月までの期間に係る標準報酬月額については、申立人と同様に、当該事業所から「C社」に出向して勤務していた元同僚A氏の給料明細書によると、同氏の給与から控除された厚生年金保険料に見合う標準報酬月額（元年12月から2年12月までの期間は32万円、3年1月から同年3月までの期間は30万円、同年4月から4年3月までの期間は36万円、同年4月から6年10月までの期間は38万円、同年11月から7年8月までの期間は32万円、同年9月は34万円、同年10月から8年6月までの期間は32万円）はオンライン記録の標準報酬月額よりも高額であったことが確認できる上、元同僚A氏に係るオンライン記録の標準報酬月額が、上記の全期間において、申立人のオンライン記録と一致していることから、当該期間に申立人の給料から控除された厚生年金保険料は、元同僚A氏と同額であったと推認できる。

さらに、申立期間の保険料控除額のうち、元同僚A氏の給料明細書で確認できない平成8年7月及び同年8月の標準報酬月額については、申立人の8年9月の従業員給料支給記録から、36万円であったと推認できる。

以上のことから、申立人の標準報酬月額については、平成元年12月から2年12月までの期間を32万円、3年1月から同年3月までの期間を30万円、同年4月から4年3月までの期間を36万円、同年4月から6年10月までの期間を38万円、同年11月から7年8月までの期間を32万円、同年9月を34万円、同年10月から8年6月までの期間を32万円、同年7月から同年9月までの期間を36万円、同年10月から9年6月までの期間を34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、従業員給料支給記録及び元同僚A氏の給料明細書において確認又は推認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が申立期間の全期間にわたり一致していないことから、事業主は、給料明細書等で確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成 15 年 6 月及び同年 7 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 51 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 6 月及び同年 7 月

私は、平成 15 年 6 月頃にそれまで勤務していた会社を退職し、私の国民年金の加入手続をするよう母に依頼した。母は、A 市役所でその手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、自宅に届いた納付書を用いて、同市役所の国民年金窓口又は同市役所庁舎内設置の金融機関で母が納付した。なお、もしかすると B 銀行 C 支店又は D 銀行 E 支店で母が納付したかもしれない。申立期間が未加入となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 15 年 6 月頃にそれまで勤務していた会社を退職し、その母が A 市役所で申立人の国民年金の加入手続を行い、自宅に届いた納付書を用いて、同市役所の国民年金窓口又は同市役所庁舎内設置の金融機関で国民年金保険料を納付したとしている。しかしながら、国民年金保険料の収納事務は、14 年 4 月以降は国が行っており、A 市役所によると、14 年 4 月以降、同市役所の国民年金窓口及び庁舎内設置の金融機関では保険料の収納事務は行っていないとしていることから、A 市役所で申立期間の保険料を納付したとする申立人の申述には齟齬がある。

また、申立人は、平成 15 年 7 月頃に D 銀行 E 支店又は B 銀行 C 支店で、納付書を用いて国民年金保険料を納付した可能性があるとしているが、D 銀行 E 支店では、その当時の資料、控え等が無く、同銀行窓口での収納状況は不明であるとしており、また、B 銀行 C 支店では当該保険料納付に該当する記録は無いとしている。

さらに、申立人は、申立期間当時、その両親の B 銀行 C 支店の預金口座

から引き出された現金が、申立期間の国民年金保険料納付に充てられた可能性があるとしているが、その両親のB銀行C支店の流動性預金取引明細表において、平成15年6月から同年8月までの期間の現金の出金記録のうち、申立期間の国民年金保険料額に一致する金額の出金記録は無く、また、それに近い金額の現金の引き出しがあったが、それが申立期間の保険料納付に充てられたと推認するまでには至らなかった。

加えて、申立期間は未加入期間となっているところ、申立人が所持する年金手帳には、申立期間の国民年金被保険者資格取得及び喪失に係る記録は見当たらない上、オンライン記録の未加入期間国年適用勧奨記録によると、勧奨事象発生年月日を平成15年6月30日とする国民年金の加入勧奨が、17年2月に行われていることが記録されていることから、申立期間は17年2月時点において未加入であったと推認できる。

このほか、国民年金の事務処理については、昭和59年2月以降は記録管理業務がオンライン化され、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が図られた上、平成9年1月に基礎年金番号が導入されており、申立期間において記録漏れや記録誤り等の生じる可能性は極めて低くなっていると考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成元年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年9月

私は、平成元年9月20日にそれまで勤務していた会社を退職したので、妻と一緒にA市役所（現在は、B市役所）へ国民健康保険の加入手続に行った。その際、窓口の担当者から国民年金にも加入するように言われたため、私は国民年金の加入手続を、妻は国民年金被保険者資格の変更手続を行い、その場で申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料を納付した。妻の保険料は納付済みとなっているのに、私が未加入となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年9月20日にそれまで勤務していた会社を退職し、その妻と一緒にA市役所で国民健康保険の加入手続に行った際、併せて申立人は国民年金の加入手続を、その妻は国民年金被保険者資格の変更手続を行い、その場で申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料を納付したとしている。しかしながら、オンライン記録には、その妻の申立期間に係る国民年金第3号被保険者資格喪失及び再取得の処理は2年10月8日に行われたと記録されており、また、その妻の申立期間の保険料納付については、申立人とその妻がその当時居住していたとするA市（現在は、B市）以外の市町村において過年度納付を行った記録となっていることから、申立人の申述には齟齬がある。

また、申立人の基礎年金番号は厚生年金保険記号番号が付番されており、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、申立期間の国民年金保険料を納付することはできない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出

された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年8月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和59年8月から61年3月まで

申立期間について、私は、昭和59年7月に2度目の職場を退職した後、A市役所で国民健康保険及び国民年金への再加入手続を行い、59年8月から60年10月までの国民年金保険料はB郵便局C支店及びD銀行E支店で納付していた。60年11月に結婚後はF市に居住してG銀行H支店（現在は、I銀行J支店）及びD銀行K支店で納付していた。

申立期間が未加入期間となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、昭和59年7月に2度目の職場を退職した後、A市役所で国民健康保険及び国民年金への再加入手続を行い、59年8月から60年10月までの国民年金保険料はB郵便局C支店及びD銀行E支店で納付し、結婚後F市に居住した60年11月以降は、G銀行H支店及びD銀行K支店で納付していたとしている。しかしながら、申立人が所持する年金手帳の「国民年金の記録(1)」に57年8月1日に国民年金の資格を喪失し、その後61年4月1日に第3号被保険者の資格を取得したことが記載されており、これはオンライン記録と一致していることから、申立期間は未加入期間であり、制度上保険料を納付できない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立期間はA市とF市の二つの行政機関にまたがっており、これらの二つの行政機関において誤りが続いたとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをう

かがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 1 月から同年 10 月までの期間、59 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 1 月から同年 10 月まで  
② 昭和 59 年 2 月及び同年 3 月

私は、会社を退社した際は、年金手帳に明記されている被保険者の行う届出手続等に基づき、年金加入が途切れないように、A 区役所 B 所に行って必要な届出手続を行った。国民年金保険料の納付については、年金手帳の「初めて被保険者となった日」欄に記載されている「昭和 58 年 1 月 1 日」からの国民年金保険料を、納付期限ごとに同出張所へ行って全て納付したはずである。申立期間①及び②が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退社した際は、年金手帳に明記されている被保険者の行う届出手続等に基づき、A 区役所 B 所に行って必要な届出手続を行い、保険料の納付については、年金手帳の「初めて被保険者となった日」欄に記載された「昭和 58 年 1 月 1 日」からの国民年金保険料を、納付期限ごとに同出張所へ行って全て納付したはずであるとしている。

しかしながら、申立人は、A 区役所 B 所に行って国民年金の届出手続をしたとする時期や納付をしたとする国民年金保険料の金額等についての記憶が明確でなく、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和 63 年 3 月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間①及び②は時効により保険料を納付できない期間である上、当委員会において、「払出簿」（紙台帳）について、申立期間①及

び②を含む58年1月から59年3月までの期間についての閲覧調査や、オンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人は、年金手帳の「初めて被保険者となった日」欄に記載された「昭和58年1月1日」からの保険料を納付したと主張しているが、この「初めて被保険者となった日」は、加入手続時期及び保険料の納付の始期にかかわらず、強制加入の初日まで遡及して記載されることから、保険料納付の始期を示すものではない。

加えて、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年10月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和51年10月から55年3月まで  
私が20歳になった昭和51年頃、母がA市役所で国民年金の加入手続をしてくれた。私はアルバイト等で得た収入のうち、いくらかを家計に入れていたので、母はその中から国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和51年頃、その母がA市役所で国民年金の加入手続をし、国民年金保険料も納付してくれていたとしているが、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとするその母は既に他界しており、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していないことから、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和55年4月頃に払い出されたと推認され、その時点では、51年10月から52年12月までの期間は時効により保険料を納付できない期間又は第3回特例納付制度により納付できる期間であり、53年1月から55年3月までの期間は遡って保険料を納付する期間であるが、申立人は、その母が遡って保険料を納付したか又は特例納付をしたかどうかは不明であるとしている上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人は、申立人の所持する年金手帳の「初めて被保険者となった日」が「昭和 51 年 10 月 8 日」と記載されていることをもって、当該日に国民年金の加入手続を行ったとしているが、この「初めて被保険者となった日」は、加入手続時期にかかわらず、強制加入期間の初日を遡及して記載するものであることから、加入日を特定するものではない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和61年12月から62年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年12月から62年5月まで  
私は、申立期間中は失業しており、A区役所で国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料は、夫婦一緒に納付しているはずであり、申立期間中、妻は加入となっている。  
申立期間が未加入となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、夫婦一緒に納付しているとしているが、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に関する記憶が明確でなくこれらの状況が不明である。

また、申立人が夫婦一緒に納付していたはずであるとしているその妻も、申立期間が未納となっている。

さらに、申立人が所持する年金手帳には国民年金に加入した旨の記載が無く、申立人の基礎年金番号は、厚生年金保険記号番号が付番されていることから、申立期間はオンライン記録のとおり国民年金の未加入期間と推認され、制度上申立期間の保険料を納付することはできない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 7 月から 38 年 7 月までの期間及び同年 8 月から 47 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 7 月から 38 年 7 月まで  
② 昭和 38 年 8 月から 47 年 3 月まで

申立期間①については、昭和 38 年 7 月頃に A 区から B 市に転居した際に B 市役所で国民年金の加入手続をして保険料を納付した。

申立期間②については、B 市役所で納付したはずである。

申立期間①及び②が未加入及び未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、昭和 38 年 7 月頃に A 区から B 市に転居した際に B 市役所で国民年金の加入手続をして保険料を納付したと申述しているが、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとするその両親は既に他界しており、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与していないことから、これらの状況が不明である。

また、申立人は、昭和 35 年 10 月 1 日に国民年金被保険者の資格を取得していることが確認でき、申立期間①は申立人の夫は厚生年金保険の被保険者となっており、その被扶養配偶者である申立人は、国民年金には任意加入であるところ、申立人が所持する国民年金手帳によると、申立人は、37 年 7 月 6 日に国民年金の資格を喪失し 38 年 8 月 11 日に再取得したことが記載されており、この記録はオンライン記録と一致していることから、申立期間①は国民年金の未加入期間であり、制度上保険料を納付できない期間である。



2 申立期間②について、申立人は、B市役所で国民年金保険料を納付したはずであると申述しているが、申立人の国民年金の再加入時期、保険料の納付方法、納付時期、納付金額及び納付期間に関する記憶が明確ではなく、これらの状況が不明である。

また、申立人は、申立期間②の国民年金保険料を遡って納付した記憶は無いと申述しており、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立期間②は105か月と長期間であり、同じB市において、長期間にわたり国民年金の記録管理に誤りが続いたとは考え難い。

3 申立人が申立期間①及び②の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成 11 年 8 月及び同年 9 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 53 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 8 月及び同年 9 月

私が平成 11 年 7 月 31 日に会社を退職する際、会社の総務課から自分で国民年金の手続をするように言われたので、同時期に同じ会社を退職した同僚（現在の夫）と一緒に A 市役所の B 所で国民年金の加入手続をして保険料を納付した。

申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、平成 11 年 7 月 31 日に会社を退職する際、会社の総務課から自分で国民年金の手続をするように言われたので、同時期に退職した同僚（現在の夫）と一緒に A 市役所の B 所で国民年金の加入手続をして保険料を納付したと申述しているが、申立人の国民年金の加入時期、国民年金保険料の納付時期、納付金額等に関する記憶が明確でなく、これらの状況が不明である。

また、申立人が所持する年金手帳には「被保険者となった日」が「平成 12 年 3 月 16 日」と記載されている上、オンライン記録によると、14 年 1 月 18 日付けで、11 年 8 月 1 日に国民年金の資格を取得した記録と、同年 10 月 1 日に資格を喪失した記録が追加訂正されていることから、当該訂正がされる前は、申立期間は未加入期間であり、制度上保険料を納付できない期間である。

さらに、国民年金の事務処理については、昭和 59 年 2 月以降は記録管理業務がオンライン化され、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が図られた上、平成 9 年 1 月に基礎年金番号制度が導入されており、申立期間において記

録漏れや記録誤り等の生じる可能性は極めて低くなっていると考えられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成6年4月から11年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月から11年6月まで

平成6年4月に勤務していた高校を辞めた後A市役所で国民健康保険と国民年金の加入手続を一緒に行い、納付書が送られてきたので保険料は市役所や銀行などで納付した。

その後申立期間中に2回海外留学をしたため、その都度転出入届と国民年金の加入手続を市役所で行った。海外滞在中は両親に納付書を預け保険料も納付してもらった。その時の国民年金手帳は平成11年7月に就職した際会社に提出したままになっており、今は持っていない。申立期間が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成6年4月に勤務していた高校を辞めた後A市役所で国民健康保険と国民年金の加入手続を行い、納付書が送られてきたので市役所や銀行などで保険料を納付したと主張しているが、加入手続や納付状況についての記憶が曖昧である。

また、申立人の基礎年金番号は、申立人が平成11年7月に就職した会社において付番されており、申立期間当時に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無い上、申立人は、国民年金被保険者資格を11年8月に取得していることが申立人の所持する年金手帳から確認できることから、申立期間は未加入期間であり制度上国民年金保険料は納付できない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判

断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成6年3月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 43 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年3月から同年6月まで

私は、ねんきん特別便で未加入期間があることが分かった。申立期間後に厚生年金保険に加入しているが、申立期間当時の厚生年金保険への加入は、国民年金保険料の未納期間があると加入できなかった。未加入期間の保険料は、A市役所で納付した。申立期間が未加入となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金被保険者資格については、オンライン記録において、平成2年8月1日に国民年金被保険者資格が喪失されていることが確認できること、及びA市の国民年金被保険者名簿の転入・転出先、年月日の欄に「H2.8.1 喪失」と記載されており、同年8月1日に資格喪失届出を行ったと確認できることから、当該時点から申立人が12年7月の国民年金保険料を納付した同年8月31日まで未加入期間として引き続いてきたものと推認でき、その時点では申立期間の保険料は時効により納付できず、申立期間が未加入期間であるため、制度上も納付できない。

また、申立人は、厚生年金保険被保険者になるためには、国民年金保険料の納付が条件であったので、申立期間の保険料は納付したと主張しているが、制度上厚生年金保険の加入に当たっては、国民年金保険料の納付は加入条件とされておらず、申立期間後の申立人の勤務先においても、国民年金保険料の納付を厚生年金保険の加入の条件であるとの説明をしていないとしており、申立人の主張は当時の事務取扱いと符合しないなど、申立人が申立期間当時国民年金の加入手続を行った事情をうかがうことができない。

さらに、口頭意見陳述においても、国民年金の加入及び国民年金保険料の納付状況等について、当初の申立て以上に具体的な申述が得られなかった。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から51年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から51年7月まで

私は、国民年金についての知識が無く、昭和49年1月に会社を退職した後もそのままにしていた。51年\*月の出産時に年金に詳しい義父から継続して保険料を納付しておかないと年を取ってから困るから掛けるように言われたので、夫が継続となるよう保険料を納付してくれた。

今回、ねんきん特別便で未加入期間であることが分かった。保険料は夫が納付してくれたので、申立期間が未加入となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金任意加入被保険者資格を昭和51年8月13日に取得していること、申立人も51年\*月の出産時に未加入期間であることが分かって国民年金の加入手続をしたとしていることから、当該時点で国民年金の任意加入者として加入手続を行ったものと推認でき、国民年金の加入手続をした時点において、申立期間は未加入期間であるため、国民年金保険料を制度上納付することはできない。

また、申立人及び申立人の夫は、国民年金保険料の納付について、A市かB市の国民年金の担当の窓口で納付したと主張しているが、保険料の納付場所を特定できず、納付書の形式、保険料の納付時期を覚えていないなど、保険料の納付状況が曖昧である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年1月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年1月から60年3月まで

私が20歳の頃の国民年金は、任意加入だったので加入していなかった。結婚して国民年金が義務化されることを知り、しかも遡って国民年金保険料を納付することが可能だと市の職員から教えられたので、将来のことを考えて、しばらくの間は過去の保険料と現年度の保険料を納付した。申立期間が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、A市の国民年金被保険者名簿から、昭和62年5月19日に払い出されたものと確認でき、当該時点で申立期間の保険料は時効により納付できない。

また、申立人は、昭和58年頃、国民年金の加入手続をし、しばらくの間は過去と現在の両方の国民年金保険料を納付してきたと主張しているが、申立人は申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された後の62年6月1日以降にその時点で過年度納付となる60年4月から62年3月までについて3か月分ずつの保険料を順次納付してきており、これは、申立人がしばらくの間、過去と現在の保険料を納付してきたとする主張に符合することから、申立人は、62年5月19日の国民年金の加入手続を申立期間当時に行ったものと混同していると考えられる。

さらに、申立人の夫の国民年金手帳記号番号は、申立人と同日に連番で払い出されており、申立人の夫は、申立期間中は厚生年金保険加入期間を除き国民年金に未加入及び保険料未納期間となっている。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをう

かがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成19年4月から20年3月までの国民年金保険料については、学生納付特例により納付猶予されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和61年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成19年4月から20年3月まで

私の父が、平成19年3月18日に国民年金推進員（以下「推進員」という。）が来訪した時に学生納付特例は継続できると聞き、継続の手続をお願いしたので、申立期間は学生納付特例の手続は済んでいるものと認識していたが、後日父がA年金事務所で確認したところ、推進員の記録には父と面会した記録は無く、学生納付特例の手続はしていないことになっていた。父は推進員が来た日は日曜日だったので在宅しており、推進員に学生納付特例の継続手続を依頼したことを記憶している。申立期間が学生納付特例期間となっていないことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間前後の平成18年度及び20年度の学生納付特例期間について、申立人の学生納付特例申請書において、18年度は平成19年1月9日に推進員が戸別訪問した後の同年2月9日の申請に対し同年3月19日に承認され、20年度は20年9月11日の電話による勧奨の後の同年12月5日の申請に対し21年2月9日に承認されていることが確認できるが、推進員に継続を依頼した申立人の父は19年3月18日に学生納付特例申請書をもっていないとしており、19年度の納付についても19年6月から20年2月4日まで7回の戸別訪問及び電話勧奨がされているなど、申立期間の学生納付特例の申請を行った事情が見当たらない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を学生納付特例より納付猶予されていたことを示す関連資料は無く、ほかに保険料が納付猶予されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判

断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を学生納付特例により納付猶予されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成12年9月から13年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成12年9月から13年3月まで  
勤めていた会社の厚生年金保険に加入する時に、国民年金の未納があると厚生年金保険に加入できないと言われてA市役所の国民年金窓口で申立期間を一括で納付したと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料納付について、市役所の国民年金窓口で未納分を現金で納付したはずとするのみで、納付した時期や納付した保険料額を覚えおらず、申立期間に近い平成10年3月から12年2月までの分を12年3月に納付しているが、この納付についても覚えていないなど、申立人の保険料納付に関する記憶は曖昧である。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したこと示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から平成元年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から平成元年 7 月まで

ねんきん定期便をみて申立期間が第 3 号被保険者となっているのに気付いた。平成元年 8 月に厚生年金保険に加入するまで、市役所から送付されてきた納付書によって国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料を還付してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年 8 月に厚生年金保険に加入するまで、市役所から送付されてきた納付書によって国民年金保険料を納付していたとしているが、申立人の第 3 号被保険者資格の喪失処理が 2 年 9 月 17 日に処理されていることがオンライン記録において確認できること、及び A 市の納付記録において 2 年 7 月まで申立人は第 3 号被保険者として管理されていることが確認できることから、申立人が国民年金から厚生年金保険への種別変更を行ったのは 2 年 9 月頃であり、申立人が主張するように納付書が送られてきたのであれば種別変更が行われた 2 年 9 月まで送付されることになり、元年 7 月まで納付書が送られてきたとする主張は不自然である。

また、B 組合は組合が取りまとめて、第 3 号被保険者に代わり各地方自治体に第 3 号被保険者の届出を行ったとしていることから、申立人の第 3 号被保険者への移行手続は昭和 61 年 4 月頃に行われたと考えられること、及び A 市の国民年金被保険者名簿により申立人が第 3 号被保険者資格を 61 年 4 月 1 日に取得していることが確認できることから、A 市では 61 年 4 月から申立人を第 3 号被保険者として管理しており、納付書を交付することはない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家

計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年9月から38年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年9月から38年5月まで

私は昭和40年9月頃A区の職員から国民年金の加入を再三勧められたので、加入手続をしてB金庫C支店で約束手形を割り引いて現金にして、同金庫の窓口で備付けの公共料金振込用紙を利用し1年間の保険料を2回に分けて納付した。

申立期間が未納になっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年9月頃A区の職員から国民年金の加入を再三勧められ、加入手続をして保険料を納付したとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号はD社会保険事務所（当時）の国民年金手帳記号番号払出簿から、50年7月に払い出されていることが確認でき、申立人の主張とは異なっている上、申立人は、具体的な加入手続を覚えておらず、加入手続の状況が不明である。

また、申立人が遡って申立期間の国民年金保険料を納付したとする昭和40年10月頃に特例納付は行われていない上、その時点からすると申立期間は時効により保険料を納付できず、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、D社会保険事務所の特例納付者リストにおいて、申立人の昭和37年6月から同年8月までの保険料が第2回特例納付により納付されていることが確認でき、この保険料は申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された50年7月以降に特例納付されたものと認められる。しかしながら、申立人は、50年7月頃の加入手続や保険料納付には直接関与してお



らず、加入手続及び保険料納付をしていたとする申立人の妻は既に他界しており、加入手続及び保険料納付状況は不明であり、37年6月から同年8月までの特例納付に続いて申立期間が納付されたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年2月から43年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年2月から43年5月まで  
私は国民年金と国民健康保険を一緒にして強制的に加入させられた。  
その後集金人が自宅に来たので国民年金の保険料を納めていた。  
私は今まで税金関係の滞納は一度もしたことが無く、申立期間が未納  
になっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を自宅に来た集金人に納付したとしているが、申立人の所持する国民年金手帳の国民年金印紙検認欄の昭和41年7月から43年5月までに検認印が押されていないことが確認できることから、申立期間の保険料は納付されなかったと推認できる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和41年6月に夫婦連番で払い出され、同年7月\*日に申立人の夫が設立した会社が厚生年金保険適用事業所となったことに伴い、申立人及びその夫は国民年金被保険者資格を喪失し、その後の43年6月に国民年金被保険者資格を再取得していることが、A市（現在は、B市）の国民年金被保険者名簿において確認できる上、申立人の所持する国民年金手帳を見ても昭和41年度の国民年金印紙検認台紙の割印が41年10月付けであり、43年4月及び同年5月の検認記録欄に「印紙不用」のゴム印が押されていることから、申立期間は国民年金に未加入期間であることが確認でき、当該期間は制度上保険料を納付できないため、集金人は国民年金保険料を徴収することはない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から47年3月まで

私は20歳前に上京したが、私が20歳になるときに父が実家のA県で国民年金の加入手続をしてくれ、父が姉の分と一緒に国民年金保険料を納付してくれていたはずであり、自分だけ納めてないはずがない。

また、年金手帳については、以前にももらったような気がするが引っ越しを何回かしているため、現在は所持していない。申立期間が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年\*月頃、その父がB市役所(現在は、C市役所)で国民年金の加入手続をし、保険料を納付してくれていたとしているが、申立人の父は既に他界している上、申立人自身は申立期間の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料の納付状況が不明である。

また、B市国民年金被保険者名簿及び社会保険事務所(当時)の被保険者台帳管理簿において、昭和46年4月にD区へ転出していることが確認できることから、申立期間当時申立人の国民年金保険料はD区に納付する必要がある、B市に在住の申立人の父親が申立人の保険料を納付していたとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年3月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年3月から56年3月まで

私は、昭和49年3月に大学を卒業後就職し厚生年金保険に加入した。その会社を退職した時に元妻が国民年金の加入手続を行ったと聞いている。国民年金保険料の納付についても、元妻が定期的に納付していたと記憶している。申立期間の保険料が未納となっていることに納付できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年3月頃申立人の元妻が国民年金の加入手続をし、その後国民年金保険料もその元妻が定期的に納付していたとしているが、申立人は申立期間の国民年金の加入手続、保険料の納付に関与しておらず、国民年金の加入手続及び保険料の納付をしてくれたとする申立人の元妻にも当時の事情を聴取することができないため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の手帳記号番号の払出状況から平成3年10月頃に払い出されたと推認でき、払出時点からすると申立期間は時効により納付できない期間であり、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成 17 年 4 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 56 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 4 月

私は、平成 17 年 4 月に退職し、同年 5 月に就職した。再就職後何か月かしたら私と妻に国民年金の支払の督促が来た。意味が分からないまま放置していたが、督促が数回来たので親に聞いたところ、払った方が良いと言われたので、私と妻の国民年金保険料をコンビニへ納付に行った。妻の分が納付になっているのに自分の分が未加入となっていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料をその妻の分と一緒にコンビニエンスストアで納付したとしているが、申立人は、国民年金の加入手続について記憶が無いとしており、保険料納付についても、その妻の分と一緒に納付したとしているのみで納付状況が不明である上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、平成 14 年 4 月からは保険料収納事務が国に一元化され、電算による納付書作成や収納機関からの納付通知の電子的実施等、事務処理の機械化が一層進み、記録漏れや記録誤り等を生じる可能性は極めて低くなっていることが考えられることから、事務処理に不手際が生じたとは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年2月から46年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年2月から46年6月まで  
60歳の時に市役所で自分の年金記録を照会したところ、A地に出てくるまでの期間が未納となっていると言われた。母から姉弟分の国民年金保険料を払っていたと聞いていた記憶があり、姉達に聞いても母親が払ってくれていたはずと言われたので、申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、実家のあったB町（現在は、C市）でその母が国民年金の加入手続をして、A地に出てくるまでの期間、国民年金保険料も納付してくれていたはずとしているが、その母は既に他界しており、加入状況及び保険料納付状況については不明である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の国民年金手帳記号番号払出状況から昭和47年6月頃にD区において払い出されたと推認でき、払出時点では申立期間の大部分は時効により納付できない期間であり、B町において、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがわれない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年3月から43年6月までの期間、43年11月、45年2月、45年6月から46年3月までの期間及び47年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年3月から43年6月まで  
② 昭和43年11月  
③ 昭和45年2月  
④ 昭和45年6月から46年3月まで  
⑤ 昭和47年1月

私が20歳の頃、母がA区役所B支所で国民年金の加入手続をしてくれた。保険料は自分で持ちなさいと言われ、私がお金を母に渡して母がB支所へ納付しに行っていたように思う。結婚する時に定かではないが緑色のような手帳をもらったような記憶もあるが、今は所持していない。申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①から⑤までについて、20歳の頃その母がA区役所B支所で国民年金の加入手続をし、国民年金保険料はその母にお金を渡し、同支所へ納付しに行ってもらっていたように思うとしているが、その母は既に他界しており、加入手続及び保険料納付状況は不明である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の手帳記号番号の払出状況から、昭和46年6月頃払い出されたと推認でき、この払出時点で



は申立期間①及び②については時効により保険料を納付できない期間であり、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがわれない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から48年3月まで

私が結婚した昭和40年5月頃、義理の両親から国民年金の加入を勧められた。私も老後のことを考えた末、義父に私の国民年金の加入手続をしてもらった。国民年金保険料については、主に義母が集金に訪れた50歳前後の女性に家族の保険料をまとめて納付していた。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が結婚した昭和40年5月頃、その義父が申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料の納付については、主にその義母が集金に訪れた女性に家族の分をまとめて納付していたとしているが、申立人の国民年金の加入手続、保険料の納付を行ったとするその義理の両親は既に他界しており、申立人自身は国民年金の加入、保険料の納付に関与しておらず、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和48年12月頃に払い出されたと推認され、当該時点では、40年4月から46年9月までは時効により保険料を納付できない期間であるとともに、同年10月から48年3月までは遡って保険料を納付する期間であるが、上記のとおり申立人の国民年金保険料の納付状況が不明である上、当委員会において、オンライン記録による氏名検索等により調査したが、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、その義母が家族全員分の国民年金保険料をまとめて納付していたとしているが、A市（現在は、B市）の国民年金保険料検認

リストから、申立人が納付を開始した昭和 48 年度の保険料は、昭和 49 年 2 月 19 日に一括で納付されていることが確認できる一方、同検認リストから、同年度のその義母及びその夫の保険料は、48 年 4 月 16 日に前納されていることが確認できることから、申立人とその義母及びその夫とは納付日が異なり、申立人の申述とは相違する。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 4 月から 54 年 3 月までの期間及び 55 年 4 月から 58 年 3 月までの期間に係る死亡一時金については、支給されていないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 4 月から 54 年 3 月まで  
② 昭和 55 年 4 月から 58 年 3 月まで

昭和 60 年 4 月に夫が他界したが、申立期間に係る国民年金の死亡一時金については、請求したこともなければ、お金が支給されたこともないので、調査してほしい。なお、A 市役所の職員等から 60 年\*月\*日に死亡一時金の決定をしたと説明を受けたが、夫が他界したのは 60 年\*月\*日であり、死亡する前に死亡一時金の請求をするはずはない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立期間に係る死亡一時金の支給を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金の死亡一時金について、請求をしたこともなければ、お金が支給されたこともなく、A 市役所の職員等から昭和 60 年\*月\*日に死亡一時金の決定をしたと説明を受けたが、申立人の夫が他界したのは 60 年\*月\*日であり、死亡する前に死亡一時金の請求をするはずはないとしている。しかしながら、オンライン記録では、死亡一時金に関し「ケッテイ. 60. 4. \*. ¥23, 000. セキョウ. B 氏. ツマ」と記載されていることが確認できることから、申立人が死亡した日は、60 年\*月\*日であるにもかかわらず、死亡一時金の決定が 60 年\*月\*日と記録されていることについては、A 市ではこの理由は不明としていることから明らかでないが、申立人が死亡一時金を請求しないにもかかわらずオンライン記録にこのような記載があることは考え難い。

また、昭和 60 年頃の死亡一時金の額は、納付期間が 3 年以上 20 年未満は 2 万 3,000 円であり、オンライン記録の額と一致している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人の死亡に伴う死亡一時金が支給されていないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年5月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年5月から52年3月まで

私は、昭和50年5月頃A区役所B所で国民年金の加入手続をした。

後日、A区役所から保険料納付のはがきが届いたので、私の20歳からの分と前妻の20歳からの2か月分くらいの保険料をまとめて同出張所で納付し、支払った金額は7万円くらいだった。申立期間の保険料が未納になっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年5月頃A区役所B所で国民年金の加入手続をし、後日同区役所から保険料納付のはがきが届いたので、申立人の20歳からの保険料とその前妻の20歳からの2か月分くらいの保険料の合計7万円くらいをまとめて同出張所で納付したとしている。しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、54年6月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立人は、納付した保険料は7万円くらいであるとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたと推認される昭和54年6月から遡って納付できる52年4月までの保険料額は6万8,700円、その前妻が20歳に到達した52年\*月から同年\*月までの2か月分の保険料額は4,400円であり、その合計額は7万3,100円と申立人の申述する金額とおおむね一致することから、申立人はこの保険料納付と混同している可能性も否定できない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 3 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 3 月から 57 年 3 月まで

私は、結婚した昭和 56 年 9 月又は同年 10 月頃に私の妻が A 町役場（現在は、B 市役所 C 支所）で国民年金の加入手続をし、保険料も私の妻が A 町役場で遡って 6 万数千円くらいを納付した。申立期間の保険料が未納になっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚した昭和 56 年 9 月又は同年 10 月頃に申立人の妻が A 町役場で国民年金の加入手続をし、保険料もその妻が A 町役場で遡って 6 万数千円納付したとしている。しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、57 年 12 月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間のうち 55 年 3 月から同年 9 月までの期間は時効により納付できない期間であり、同年 10 月から 57 年 3 月までの期間は遡って納付する期間であるが、この期間の国民年金保険料を過年度納付した場合の保険料額は 7 万 6,620 円であり申立人の申述と相違する上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立人に係る A 町国民年金被保険者名簿の検認記録欄に、昭和 57 年 4 月から 58 年 3 月までの各月欄に「58.1.7」のゴム印が押されており、摘要欄には「57 年 4 月より納付書発行」と記載されていることが確認できることから、申立人に対する納付書は 57 年 4 月から発行され、申立人は 57 年 4 月から 58 年 3 月までの保険料を同年 1 月 7 日に一括して納付したものと推認されるところ、この間の国民年金保険料額は 6 万 2,640



円であり申立人の申述する6万数千円の保険料額とほぼ一致しており、申立人は、申立期間とこの保険料納付期間を混同している可能性も否定できない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成5年3月から6年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 47 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年3月から6年8月まで

平成5年に会社を退職した後学生になったため、私の母がA市役所で私の国民年金の加入手続を行った。母は、同市役所職員から、「学生は任意加入だ。」と言われ保険料が免除されると思っていたので納付しないでいたところ、免除されなかったことから、後日未納となっていた期間の保険料 32 万円前後を母が同市役所窓口でまとめて納付した。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成5年に会社を退職した後学生になったため、その母がA市役所で国民年金の加入手続を行い、後日未納となっていた期間の保険料 32 万円前後をその母が同市役所窓口でまとめて納付したとしている。

しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、平成8年9月又は同年10月頃払い出されたものと推認され、当該時点では、申立期間のうち、5年3月から6年7月までの期間は時効により保険料を納付できない期間であり、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立人の母は、平成8年頃同市役所窓口で未納となっていた期間の保険料 32 万円くらいの金額を納付したとしているところ、オンライン記録によると、申立人は、8年10月から9年12月までの間に5回に分けて過年度分の保険料の納付を行っており、当該期間に納付した保険料総額は、32万8,800円となり、その母が納付したとする金額 32 万円とほぼ一致していることから、申立人は、この保険料納付と申立期間を混同してい

る可能性も否定できない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年12月から50年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年12月から50年6月まで

私は、昭和50年7月にA区役所で国民年金の加入手続をした。受付の職員の方が、同年12月までであれば特例として20歳まで遡って納付することができると言われたので、1か月分の保険料2,200円を20歳まで遡って79か月分、17万3,800円を一括して納付した。紛失したものの領収書も受け取ったので、申立期間の保険料が未納になっていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年7月にA区役所で国民年金の加入手続をした際、受付の職員が、同年12月までであれば特例納付により20歳まで遡って納付することができると言われたので、1か月分の保険料2,200円を20歳まで遡って79か月分、17万3,800円を一括して納付したとしている。しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、52年9月頃払い出されたと推認される所、第2回特例納付の実施時期は49年1月から50年12月までであり、払出時期は第2回特例納付の実施時期に該当しない。

また、申立人は、1か月当たりの保険料2,200円、79か月分17万3,800円を特例納付により納付したとしているが、第2回特例納付の1か月当たりの保険料は900円、その79か月分の金額は7万1,100円であり、申立人の申述と相違する。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 埼玉国民年金 事案 4166 (事案 3795 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月から49年12月まで  
私が20歳になった昭和45年\*月に、同居していた叔母が私の国民年金の加入手続を行ってくれた。国民年金保険料については、生活費として1か月ごとに5万円から6万円を叔母に渡し、叔母はその中から叔母の保険料とともに私の保険料を納付してくれていた。  
申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとするその叔母は既に他界していることから、これらの状況が不明であること、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたと推認される昭和50年1月から同年2月までの時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であること、A市の国民年金被保険者名簿の49年4月から同年12月までの欄には「拒否」と記載されていることから、50年1月分から納付が開始されたと考えられること、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づく平成22年11月4日付け年金記録の訂正は必要でないとする旨の通知が行われている。

今回の申立てについて、申立人は新たな証拠等はないとしているところ、当委員会は、申立人が主張している申立期間における国民年金加入状況及び保険料納付状況を改めて調査したが、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成 13 年 1 月及び同年 2 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。また、申立人の 14 年 4 月から 18 年 6 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 42 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 13 年 1 月及び同年 2 月  
② 平成 14 年 4 月から 18 年 6 月まで

申立期間①について、私は、平成 13 年 4 月に国民年金保険料の免除申請手続をするまでの保険料は全て納付しており、当該期間が未納になっていることに納得できない。

申立期間②について、私は、区役所に勧められ平成 13 年 4 月に全額免除の申請をした際、区役所の職員から、翌年度以降は継続して免除となると言われ、毎年手続をすることは無かったが、継続のハガキが届いていたことから、申立期間②は全額免除となっていたはずである。当該期間が未納期間とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、平成 13 年 4 月に国民年金保険料の免除の申請手続をするまでの保険料については、申立期間①の保険料も含め全て納付したと申し立てている。しかしながら、申立人は、当該期間における保険料額、納付方法、納付場所等の記憶が明確ではなく、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、国民年金の事務処理については、昭和 59 年 2 月以降は記録管理業務がオンライン化され、電算による納付書作成、領収済通知書の

光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が図られた上、平成9年1月に基礎年金番号が導入されており、申立期間において記録漏れや記録誤り等の生じる可能性は極めて低くなっていると考えられる。

- 2 申立人は、区役所から勧められ平成13年4月に国民年金保険料の免除の申請を行った際、区役所の職員から、翌年度以降は継続して免除となると言われたことから、毎年申請をすることは無かったが、継続のハガキも届いており、当該期間は全額免除になっているはずであるとしている。しかしながら、全額免除を承認された者が、翌年度以降引き続いて全額免除の申請を希望することにより、翌年度以降改めて申請を行わなくても継続して申請があったものとみなされる継続的免除申請方式が導入されたのは17年7月であり、申立人が全額免除の申請を行った13年4月の時点では、毎年免除申請をする必要があり、A区、B区及びC市では申立期間②当時、申立人が述べているような取扱いはしていなかったとしている。

また、申立人は、申立人自身が申立期間②の免除申請を行ったと申述しているが、申立期間②中に申立人が免除申請を行った形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間②について免除の承認を受けたこと、及び免除申請書を提出したことを確認できる資料は無く、ほかに免除の承認を受けたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたと認めることはできず、また、申立期間②の保険料の免除の承認を受けていたものと認めることはできない。



## 埼玉厚生年金 事案 5265（事案 2881 の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険第4種被保険者として、第4種厚生年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年12月13日から41年5月13日まで  
昭和36年12月13日に株式会社Aに係る厚生年金保険の資格を喪失し、同日、厚生年金保険第4種に加入（任意加入）したのに、当該記録が無くおかしい。

当時、社会保険事務所（当時）から厚生年金保険第4種への加入（任意加入）を勧める通知が届いたため、自営業者が加入しなければならない国民年金に加えて加入した。

テレビでは紙台帳が存在していることを報道しており、紙台帳が必ずあるはずなので、申立期間について、再度調査の上、厚生年金保険第4種に加入（任意加入）していたことを認めてほしい。

なお、昭和50年4月21日から52年8月1日まで厚生年金保険第4種に加入（任意加入）したことになっているが、これは国民年金の再加入の誤りである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間については、i) 申立人は、申立期間に第4種厚生年金保険料を納付したと主張しているが、当該保険料の納付を確認できる資料等を持っていないこと、ii) 申立人が申立期間に厚生年金保険第4種に加入していたとするならば、制度上、昭和50年4月21日には厚生年金保険第4種に加入することができないはずであるが、厚生年金保険被保険者原票においても、50年4月21日から52年8月1日までの厚生年金保険第4種被保険者記録が確認できること等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成22年4月8日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回の主張に加え、平成22年10月8日のテレビ番組で「紙台帳が存在している。」と発表されていたので、「申立期間の紙台

帳があるはずだ。」と新たに主張しているが、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者原票（紙台帳）は見当たらない上、日本年金機構は、B年金事務所では厚生年金保険被保険者原票（紙台帳）の紛失・焼失事故は発生しておらず、同原票は全てマイクロフィルム化し保存されていると回答している。

また、申立人は、「昭和 50 年 4 月の時点では、厚生年金保険の加入期間は既に 20 年を満たしており、それ以後新たに厚生年金保険第 4 種に加入することはできないはずであるから、オンライン記録において、50 年 4 月 21 日から 52 年 8 月 1 日まで、厚生年金保険第 4 種に加入しているとされているのはおかしい。申立期間（53 か月）の厚生年金保険第 4 種被保険者記録が、50 年 4 月 21 日から 52 年 8 月 1 日までの厚生年金保険第 4 種被保険者記録（28 か月）として、付け替えられてしまったのではないか。」とも供述しているが、50 年 4 月 21 日から 52 年 8 月 1 日までの厚生年金保険第 4 種被保険者資格に係る厚生年金保険被保険者原票とオンライン記録は一致しており、不自然な点は見当たらない。

さらに、申立人が保管していた昭和 47 年 4 月 1 日発行の国民年金手帳にも、申立人がおかしいと主張している 50 年 4 月 21 日から 52 年 8 月 1 日までの厚生年金保険第 4 種被保険者資格の喪失日（52 年 8 月 1 日）と同日に、国民年金に強制加入していることが記入されている。

加えて、申立人は、株式会社Aを退職して半年後ぐらいに、厚生年金保険第 4 種に加入することを勧める通知を受け取ったと供述しているところ、日本年金機構は、事業所の事務担当者に対しては当該制度の説明をしていたが、被保険者に対して直接加入勧奨は行っていなかった可能性が高いとしている。

なお、申立人は、C銀行（現在は、D銀行）E支店において、第 4 種厚生年金保険料を払い込んできたとしており、同行への調査を希望しているが、D銀行は、データの保有期間が 10 年のため、申立期間の取引明細を抽出することはできないと回答している。

また、申立人は、昭和 50 年 4 月 22 日にF市役所G支所を訪れた際、同所の職員に、申立期間の第 4 種厚生年金保険料の納付書控（領収書）53 枚を預けたと主張しているが、F市によれば、当該納付書控（領収書）53 枚の收受記録及び申立人の年金手続・相談の記録は無く、当時の経緯は不明としている。

このほか、申立人は、新たな資料や情報は提出しておらず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は無いことから、申立人が厚生年金保険第 4 種被保険者として、申立期間に係る第 4 種厚生年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 1 月から同年 6 月まで  
② 昭和 33 年 1 月から 35 年 8 月まで  
③ 昭和 35 年 9 月から 36 年 1 月まで  
④ 昭和 36 年 2 月から 40 年 4 月まで  
⑤ 昭和 41 年 1 月から 43 年 6 月まで  
⑥ 昭和 44 年 7 月から 47 年 4 月まで

申立期間①については、A町にあったB商品を扱うC株式会社に勤務していた時の厚生年金保険被保険者記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

申立期間②、④、⑤及び⑥については、D組合に登録し、複数のE会社に派遣され、勤務していた。勤務実態は会社によって異なっていたが、勤務日に必ず厚生年金保険の印紙を購入し、台帳に貼っていた。昭和47年5月頃、Fの免許を申請するために、33年頃から貯めた印紙を貼った台帳を、当時勤務していた会社を経由して陸運局(当時)に提出しており、厚生年金保険に加入していたことに間違いは無いので、記録を訂正してほしい。

申立期間③については、G地にあったH株式会社に勤務していた時の厚生年金保険被保険者記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、I区におけるC株式会社に勤務していたとして、その仕事内容を記憶しているが、オンライン記録で検索しても「C」という名称で厚生年金保険の適用事業所は確認できない上、

商業登記簿においても、同区に「C」という事業所は確認できないほか、J業界団体であるK会での加入記録も確認できなかったため、申立人が勤務していた事業所を特定することができない。

また、申立人は、同社における上司や同僚等を記憶しておらず、これらの者から申立期間①当時の勤務の実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

2 申立期間②、④、⑤及び⑥について、申立人は、D組合に登録加入した上で、複数のE会社に派遣され、勤務していたとしている。

しかしながら、申立期間②、④、⑤及び⑥において、申立人の雇用保険の記録は確認できない上、申立人が勤務したと記憶している事業所名又は事業所名の一部について、該当する可能性がある事業所を調査したところ、申立人が記憶している事業所名の一部を事業所名に含み、L地内の適用事業所となっている事業所が 10 事業所確認でき、このうち、既に解散している 1 事業所を除く 9 事業所に照会したところ、1 事業所が申立人は在籍していなかった旨を回答しているほか、そのほかの全ての事業所は、申立期間に係る申立人の勤務実態については確認資料も無く、不明である、と回答している。

また、申立人が勤務したとする期間に、上記の 10 事業所において、厚生年金保険被保険者資格を取得していた同僚 50 人に照会したところ、回答があった 21 人のうち、申立人を記憶していたのはオンライン記録で申立人の被保険者記録が確認できるM株式会社の一人のみであり、ほかに申立人の勤務状況について記憶している者はみられない。

さらに、申立期間②、④、⑤及び⑥における上記 10 事業所に係る事業所別被保険者名簿を確認したところ、申立人の氏名は無い。

加えて、当該組合は、昭和 30 年代初め頃から活動をしている個人加入のN組合とされており、42 年頃まではO事業を行っていたとしているところ、申立人は、勤務会社は、日ごと、週ごと、月ごとに異なっていたとしていることを踏まえると、厚生年金保険法における被保険者の適用除外者（日々雇い入れられる者）に該当していたものと考えられる。

また、申立人は、申立期間②、④、⑤及び⑥において、市町村発行の健康保険証を使用していたと思う、と回答している上、オンライン記録によると、当該期間のうち、昭和 37 年 4 月から同年 12 月までの期間及び 38 年 4 月から同年 6 月までの期間において、申立人は、国民年金に加入し、保険料が納付済みとなっていることが確認でき、39 年 4 月から 40 年 4 月までの期間、41 年 1 月から 43 年 6 月までの期間、44 年 7 月から 45 年 3 月までの期間及び 46 年 4 月から 47 年 4 月までの期間において、申立人は、国民年金に加入し、保険料が全額免除となっている

ことが確認できる。

なお、申立人は、申立期間②、④、⑤及び⑥の厚生年金保険料について、印紙を購入することにより納付し、昭和 47 年 5 月頃、F の免許申請を行った際に、印紙を貼った台帳を、P 株式会社を通じて陸運局に提出したとしているが、照会したD組合、事業所及び同僚から、そのような方法による保険料納付があったとする回答は得られず、P 株式会社は、当時の事業主は既に死亡し、当時の管理職もおらず、資料も確認できないとしており、国土交通省Q運輸局は、「申立人のFの免許申請書類及び印紙を貼ったとする帳簿は確認できず、40 年代にFの免許に関して、厚生年金保険の加入は資格要件となっていなかった。」と回答している。

- 3 申立期間③について、申立人は、H株式会社に勤務していたとしているが、同社は昭和 36 年 3 月 1 日に厚生年金保険の新規適用事業所となっており、当該期間は適用事業所となっておらず、事業主も申立人の被保険者資格の取得については資料が無いため、不明としている。

また、申立期間③当時、H株式会社の事業主は、昭和 35 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっていたR株式会社の事業主でもあり、当時、R株式会社で被保険者資格を取得していた同僚に照会したところ、二人は申立人が運転手としてR株式会社のS所に勤務していたことを記憶しており、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、当時のR株式会社の事業主及び本社の経理責任者は既に死亡しているため、申立人の給与からの厚生年金保険料の控除について確認することができず、複数の同僚が当時の本社及び全事業所の従業員を合計すると 100 人を超えていたと供述しているが、事業所別被保険者名簿によれば、同社が厚生年金保険の適用事業所になった昭和 35 年に厚生年金保険の被保険者資格を取得した者は 33 人であることから、同社では厚生年金保険に加入していなかった従業員が相当数存在していたことがうかがえる。

さらに、同社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立期間③及びその前後の期間において、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

加えて、申立人は、同社における上司や同僚等を記憶しておらず、これらの者から申立期間③当時の勤務の実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

- 4 全ての申立期間について、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書及び

源泉徴収票等の資料は無い。

このほか、申立人の全ての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 5 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、全ての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 埼玉厚生年金 事案5269（事案2022の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年8月1日から同年9月16日まで  
② 昭和31年3月12日から同年11月27日まで  
③ 昭和39年5月21日から40年12月21日まで

前回、昭和30年8月1日から31年11月27日までの期間について申立てをしたが、その後、年金事務所の調査により30年9月16日から31年3月12日までの期間については、A所における厚生年金保険の被保険者記録が確認されたとのことだった。しかし、申立期間①及び②についても、B施設に継続して勤務していた期間であり、途中、勤務地が変わったことはあったが、空白期間は無かった。申立期間③については、株式会社Cに在籍しながらD店（又はE店）に勤務していた期間であり、35年4月に入社してから41年2月に退社するまで株式会社Cに継続して勤務していた。調査と記録の訂正をしてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②に係る申立てについては、昭和30年8月1日から31年11月27日までの期間について、i) F市に存在していたG所は昭和31年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていること、ii) 申立人の同僚から、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料が控除されたことをうかがわせる供述は得られなかったこと、iii) 当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立人の被保険者資格取得日及び喪失日はオンライン記録と一致していること、iv) 申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実が確認できる資料が無いことなどを理由に、既に当委員会の決定に基づき、平成21年12月7日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われて

いる。

今回、申立人は、新たな資料等を提出することなく、「継続して勤務していたので、記録が確認された期間以外についても記録はあるはずである。」との再申立てをしているが、申立期間①及び②について、前回、供述が得られた同僚以外に当時の状況について確認できる同僚はいないほか、申立期間①については、A所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同事業所の前に申立人が被保険者資格を取得しているH店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立期間に申立人の氏名は無く、資格取得日及び喪失日はオンライン記録と一致していること、申立期間②については、G所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に加え、A所に係る被保険者名簿を確認したが、申立期間に申立人の氏名は無く、資格取得日及び喪失日はオンライン記録と一致していることから、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

- 2 申立期間③に係る申立てについては、i) 株式会社Cが保管する被保険者台帳で確認できる申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日及び喪失日はオンライン記録と一致していること、ii) 同僚から聴取しても、申立人に係るD店（又はE店）での勤務実態や厚生年金保険料控除の事実をうかがわせる供述及び関連資料を得ることはできないこと、iii) オンライン記録により、D店、E店及び昭和39年I簿に記載があるJ店という事業所名称で検索しても、いずれも適用事業所として確認することができなかつたことなどを理由に、既に当委員会の決定に基づき、平成21年12月7日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料等を提出することなく、「株式会社Cに在籍しながらD店（又はE店）に勤務していた期間であり、記録はあるはずである。」との再申立てをしているが、株式会社Cは、申立人の出向期間が長期であること等から、出向先事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得したのではないかと回答していることから、オンライン記録に加え、適用事業所名簿により、D店、E店及びJ店を検索したが、いずれの事業所名においても適用事業所として確認することができなかつた。

また、申立人は、D店（又はE店）に勤務する従業員は、自身を含め4人ほどであり、そのうち正規従業員は一人から3人であったとしていること等を踏まえると、当該事業所は、厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていなかつたものと考えられる。



- 3 このほか、全ての申立期間について委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、全ての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年8月30日から同年9月1日まで

株式会社A（現在は、株式会社B）を、平成15年8月末に退職をしたが、同年9月に支給された同社の給与から厚生年金保険料が控除されていた上、同年9月1日から勤めた次の会社でも厚生年金保険被保険者になったので、私の厚生年金保険の被保険者期間に空白があるとは全く考えていなかったが、ねんきん特別便では、同年8月が被保険者期間となっていなかった。

市役所を通じて年金事務所に確認すると、平成15年8月は、私が厚生年金保険被保険者ではないのに、妻は国民年金第3号被保険者と記録されていたが、その後記録が矛盾していたことについて、事務処理が誤っていたとして、妻の被保険者資格が第1号被保険者に訂正された。

このため、私と妻は、平成15年8月について、国民年金保険料の未納期間になってしまっているため、株式会社Aの給与から、厚生年金保険料が控除されたことを証明する給与明細書により、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、株式会社Aを平成15年8月29日に退職したが、保存していた給与明細書では、同年8月の厚生年金保険料が控除された記載があること、及び配偶者の国民年金の記録では、第3号被保険者のままとっていたことなどから、同年同月について、自己の厚生年金保険の被保険者期間を認めてほしいと主張している。

しかしながら、当該事業所で保存していた申立人の退職願における退職予定日のメモ書き、C基金における年金・一時金異動記録、雇用保険の記

録、申立人の退職一時金に係る裁定請求書に記載されている退職日の記録、事業主及び複数の同僚の供述から、申立人の当該事業所における退職日が平成15年8月29日であったと認められる。

また、平成15年9月分の給与明細書において、厚生年金保険料が控除されていることについて、事業主は、「厚生年金保険料は翌月給与から控除していた。しかし、給与計算を行っているコンピュータソフトの計算誤りから、申立人の15年9月分給与から、控除の必要が無い厚生年金保険料等を控除してしまっている。」と供述している上、事業所保存の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書から、事業主が、申立人の被保険者資格喪失日を15年8月30日と届け出たことが確認できる。

一方、厚生年金保険法では、第19条において、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、また、同法第14条においては、資格喪失の時期は、「その事業所に使用されなくなった日の翌日」とされていることから、申立人の資格喪失日は、平成15年8月30日であり、申立人の主張する同年8月は、仮に事業主により同年同月の厚生年金保険料が控除されていたとしても、厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 12 月 9 日から 60 年 4 月 1 日まで  
株式会社Aに勤務していた申立期間の標準報酬月額の記録は、預金通帳の振込額を下回っているので訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人提出の総合口座通帳（写）に記載の株式会社A名の振込額から、申立期間の一部期間において、同事務所から約 21 万円から約 31 万円の給与の振込があったことが推認できるが、同事務所に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録に記載の申立人の標準報酬月額は 13 万 4,000 円から 20 万円と記録されている。

しかしながら、株式会社Aの破産管財人は、申立てに係る関連資料は保存されておらず、控除した厚生年金保険料額については不明としており、申立期間当時の事業主からも供述を得られない。

また、株式会社Aにおける同僚からは、申立期間に係る申立人の厚生年金保険料控除額について供述を得られず、同僚の一人は、申立期間当時、事業主が報酬月額を低く届出していることに気づき事業主に告げたところ、事業主から、「会社も従業員も保険料が安くなる。」と言われたとしている。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 1 月頃から同年 4 月頃まで

昭和 39 年 1 月に、A 職業安定所の紹介で、前の会社と職種が同じ B 業の C 株式会社（現在は、D 株式会社）に入社した。同社は新しい会社だったので、3 か月ほど勤務した後、安定した会社に入りたいと思い、退職した。勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間としてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、申立事業所に勤務していた複数の同僚が、申立人の名前を覚えていると供述していることから、申立人が申立事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立事業所は、当時の資料が残っておらず、申立人が勤務していたかは不明とし、申立人の申立てどおりの資格の得喪に関する届出、厚生年金保険料の控除についても不明としている上、「申立期間当時、従業員は厚生年金保険の資格取得に当たり、3 か月又は 6 か月の試用期間を設けていた。」と回答している。

また、申立人の名前を覚えている同僚も、「申立人は、短期間で退職したので、厚生年金には加入していないと思う。」と供述している。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間に申立人の氏名は見当たらず、健康保険証番号に欠番も無い上、申立人が記憶している同僚の氏名も当該被保険者原票には見当たらない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 42 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 2 月 9 日から同年 4 月 1 日まで

株式会社Aの販売店に平成 3 年 9 月 11 日から 7 年 2 月 11 日まで継続して勤務していた。しかし、被保険者記録照会回答票によると、4 年 2 月 9 日から同年 4 月 1 日までの 2 か月間の被保険者期間が欠落している。同社では入社時から申立期間の直前までは、兄弟会社である B 株式会社によって厚生年金保険料が控除されており、申立期間の給与明細書でも厚生年金保険料が控除されているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した株式会社Aに係る平成 4 年 2 月分から同年 3 月分までの給与明細書において、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できるが、同年 8 月分の同明細書において、申立期間の 2 か月分の保険料の相殺・返納が行われていることが確認できる。

このような事態が生じた理由について、B 株式会社は「平成 2 年 4 月に株式会社Aが設立され、事務体制が整うまでの間、社会保険事務を請け負ってきたが、4 年 2 月から同社が厚生年金保険の適用事業所として認定予定となったことから、同社の社員について同年 2 月 8 日付けで資格喪失届を出したところ、同社の認定時期がずれ込み、同年 4 月 1 日の認定となったために、結果的に申立期間の被保険者期間が空白になったもの。」と供述し、申立期間の保険料については、申立人が提出した給与明細書のとおり、給与から控除していたと認めるものの、納付したかは不明としている。

また、株式会社Aの同僚の一人は、かかる事態が生じた理由について、

B株式会社が供述した内容と同様の供述を行い、申立期間に係る保険料の相殺・返納を受けたと供述しているとともに、同社から当時、社員に配布した申立期間の保険料の相殺・返納の取扱いについての説明文が提供されたが、同説明文については申立人に対しても当該同僚と同様に配布されたものと推測される。

さらに、オンライン記録から、申立人は、B株式会社において平成4年2月8日に資格を喪失し、株式会社Aにおいて同年4月1日に資格取得していることが確認できる上、同社は申立人が資格取得した同日に厚生年金保険の新規適用を受けたことが確認できることから、申立期間について社会保険事務所（当時）は申立人に係る保険料について、納入の告知を行っていないと認められる。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 4 月 1 日から 27 年 6 月 1 日まで  
昭和 26 年 4 月 1 日から株式会社Aに勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の記録が無いので、同期間を被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から、申立人が申立期間において株式会社Aに勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、同僚照会回答から、複数の同僚が、株式会社Aに入社した日から厚生年金保険資格取得日まで2か月から1年2か月までの期間があるとしていることから、同社は、入社してすぐには資格取得させていなかったことがうかがえる上、申立人が、同期入社であり短期間で退職したとして氏名をあげた同僚の、申立事業所における被保険者記録は見当たらない。

また、事業主は、当時の書類は保存されておらず、申立人に係る厚生年金保険に関する届出や保険料控除及び納付については不明と回答している。

さらに、株式会社Aの健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の資格取得日及び申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の資格取得日は昭和 27 年 6 月 1 日であり、オンライン記録と一致しており、健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記された健康保険の番号に欠番は無い。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年3月31日から27年11月17日まで  
② 昭和30年4月1日から同年7月1日まで  
③ 昭和32年6月11日から33年10月頃まで

私は、昭和25年3月31日から27年11月16日までA株式会社B支店（現在は、C株式会社）に勤務し、28年3月1日から33年10月頃までD株式会社に勤務したが、A株式会社の期間とD株式会社の30年4月1日から同年7月1日までの期間及び32年6月11日から33年10月までの期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、申立人の義父がA株式会社に勤務していたとし、義父とは所属していた課は違うが同じ室で仕事をしていたとしているところ、義父はA株式会社E支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和22年6月1日から26年12月10日まで被保険者期間が確認できる。

しかしながら、C株式会社は、申立人の雇用期間等について、「会社設立の昭和26年5月\*日以降の正社員については在籍確認が可能であるが、申立人については当社保管の人事情報に在籍した履歴が無い。」としている。

また、A株式会社E支社、C株式会社本店及び同社F支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者期間が確認できる任意で選んだ同僚に照会したところ、回答があった同僚全員が

「申立人のことは知らない。」、「申立期間当時の社会保険事務等の担当者は知らない。」としていることから、申立人の主張を裏付ける供述を得ることができない。

さらに、A株式会社E支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の表紙において、「昭和26年12月10日全喪」の記載があり、同名簿で同日に資格を喪失し、引き続きG県内のC株式会社で被保険者資格を取得した同僚が勤務した事業所は、同社本店、同社F支店及び同社H支店であることが確認できることから、当該3事業所の被保険者名簿を確認したところ、いずれも申立人の氏名は無く、欠番（H支店を除く）も見当たらない。

加えて、A株式会社E支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立人の氏名は無く、健康保険の番号に欠番は見当たらない。

2 申立期間②及び③について、D株式会社の本社所在地を管轄する法務局に照会したところ、同社は、登記簿目録から、昭和36年7月\*日清算終了したことが確認できる上、適用事業所名簿において、同社は32年6月11日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できる。

また、D株式会社I工場に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿表紙の事業主氏名欄に記載されている工場長は、オンライン記録によると死亡している上、同名簿において、申立期間②に被保険者期間が確認できる任意で選んだ同僚に照会したところ、回答があった同僚全員が「申立人のことは知らない。」、「申立期間当時の社会保険事務等の担当者は知らない。」としていることから、申立人の主張を裏付ける供述を得ることができない。

さらに、申立期間②について、D株式会社I工場に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、申立人が昭和28年3月1日に資格を取得した際の厚生年金保険被保険者記号番号と30年7月1日に再取得した際の厚生年金保険被保険者記号番号は別の番号である。

加えて、申立期間③について、D株式会社I工場に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立人が昭和28年3月1日に資格を取得したページとその前後各5ページで厚生年金保険被保険者番号が確認できる同僚の喪失時期を確認したところ、同社が適用事業所でなくなった32年6月11日に資格を喪失した20人中、同年同月に別の事業所で資格を取得した同僚5人を除く、残り15人のうち所在が確認できる同僚5人に自身の実際の退職日及び適用事業所でなくなった日後に勤務していた場合の保険料の控除の有無について確認したところ、3人から回答があり、二人は「退職日は32年6月。」、一人は「退職日を覚えて

いない。」としている。

- 3 このほか、申立人の全ての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。
- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 12 月 30 日から 59 年 1 月 1 日まで  
年金事務所の記録によると、A社の勤務期間のうち申立期間の加入記録が無い。昭和 59 年 1 月の退職金支給時、事業主に直接現金で1か月分の社会保険料を支払ったので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 58 年 12 月末日を退職日とする退職届を事業主に提出し、申立期間の厚生年金保険料を 59 年 1 月に事業主に現金で支払ったと主張し、「健保 13,561 円をB氏へ現金にて支払う」との自筆の記載がある退職金支払明細書を保管している。

しかしながら、申立人の雇用保険被保険者総合照会では、A社の離職日は昭和 58 年 12 月 29 日とされている。

また、事業主の子息は、「当時の事業主は平成 19 年 10 月に、事業を引き継いだ者も 20 年\*月に死亡しており、申立人の賃金台帳、職員名簿は無い。家族も経理については事業主が行っていたので分からないと述べている。」としているため、申立人に係る正しい退職日及び保険料の現金徴収があったか否かは確認できない。

さらに、同僚保管の給料支払明細書では、入社月に初めて支払われた給料及び退社月の翌月に支払われた給料からは社会保険料は控除されていないことから、事業所が当月分社会保険料を翌月の給料支払日に控除する方法をとっていたことが確認でき、退職時に退職金を現金で受け取った同僚二人は、退職金受取時に社会保険料を現金で支払った記憶は無いとしている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年10月1日から6年9月30日まで  
A株式会社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が18万円となっているが、給与額は32万円くらいであったので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、A株式会社及び申立人から提出された申立人の平成6年分の源泉徴収票の社会保険料等の金額欄に記載された額が、オンライン記録の標準報酬月額から計算した健康保険及び厚生年金保険の保険料額に雇用保険料の額を加算した額にほぼ一致していることから判断すると、申立期間において、事業主は、5年10月の定時決定後は社会保険事務所（当時）に記録された当該定時決定に係る標準報酬月額（18万円）に基づいた厚生年金保険料の控除をしていたものと認められる。

また、A株式会社が加入していたB基金（現在は、C基金）及びD組合（現在は、E組合）に係る申立人の申立期間における標準報酬月額は、18万円であったことが確認できる。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 2 月 28 日から同年 3 月 1 日まで  
株式会社Aに勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間の厚生年金保険料が給与から控除されていたので、申立期間において被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、株式会社Aからの振込給与額が記帳されている預金通帳を添えて、申立期間の厚生年金保険料が給与から控除されていたと主張しているが、元代表取締役は、「申立人は取締役であったが、もう一人の取締役も同じ日に辞めており、当時の資料は無いが、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、社会保険事務所（当時）に届け出たとおりであったと記憶している。」と供述しているところ、オンライン記録によると、申立人と同じ日に辞めたとされるもう一人の取締役の資格喪失日も申立人と同日の昭和 61 年 2 月 28 日となっていることが確認できる。

また、申立人と同じ日に辞めたとされる上記のもう一人の取締役及び申立期間当時に株式会社Aにおいて厚生年金保険被保険者であった者二人の合計 3 人に対して照会したが、いずれも回答が無く、申立人の申立期間に係る供述を得ることができなかった。

さらに、オンライン記録によると、株式会社Aにおいて厚生年金保険被保険者であった者 5 人のうち、申立人以外にも二人が月末の資格喪失となっていることから、同社の事業主は、被保険者の一部の者について、月末に厚生年金保険の資格を喪失させていたことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 埼玉厚生年金 事案 5306 (事案 99 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 8 月 1 日から同年 10 月 27 日まで  
申立期間は、A株式会社(現在は、株式会社B)に勤務していた。当該期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。  
今回、同じ会社(株式会社C)にいて、A株式会社に入社した同僚は厚生年金保険の被保険者記録があるが、私の申立期間における厚生年金保険の被保険者記録は無いので、再申立てを行った。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間については、同僚の供述から、申立人のA株式会社における勤務は確認できるものの、同社において当時の関係資料は保存されておらず、雇用保険の被保険者記録も無く、申立内容に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないなどのことから、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 6 月 2 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、オンライン記録において申立期間当時、A株式会社における記録が確認できる新たな同僚 5 人に照会し 3 人の回答を得たが、申立人の厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について具体的な供述は得られず、再度、事業主にも照会したが、新たな関連資料等はないとしている。

また、上記回答があった同僚のうち二人は、入社日と厚生年金保険の被保険者資格取得日が相違している。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 11 月 1 日から 9 年 3 月 6 日まで  
平成 8 年 11 月 1 日から 9 年 3 月 6 日までの株式会社 A における厚生年金保険の標準報酬月額が 8 年 11 月に遡って 9 万 8,000 円に引き下げられているので訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間の標準報酬月額については、当初、59 万円（申立期間当時の厚生年金保険の最高等級）と記録されていたところ、申立事業所が適用事業所でなくなった平成 9 年 3 月 6 日より後の同年 4 月 8 日付けで、遡って 9 万 8,000 円に引き下げられていることが確認できる。

また、オンライン記録から、申立人同様に取締役一人の標準報酬月額も平成 9 年 4 月 8 日付けで、資格取得時に遡って引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、申立事業所に係る商業登記簿謄本（閉鎖事項全部証明書）及び申立人の供述から、申立人が申立期間当時、当該事業所の代表取締役になっていることが確認できる。

また、申立人は、「社会保険の届出に関しては税理士事務所に委託しており、同税理士事務所を信用していたので書類内容を見ずに印鑑を押印した。申立期間当時、B 社会保険事務所（当時）から電話があり面談に行った記憶がある。厚生年金保険料等の最後の 1 月（平成 9 年 2 月）は滞納があったかもしれない。」と供述しているが、申立期間に係る同年 4 月 8 日付けの処理に関して、同税理士事務所及び社会保険事務所（当時）が、事

業主であった申立人の同意を得ずに、又は申立人の一切の関与も無しに、無断で処理を行ったものと認めることはできない。

さらに、申立人によると、「社会保険の届出を依頼していた税理士事務所は事務所を閉じており、業務を行っていた者は既に他界している。」としており、同税理士事務所に申立期間当時のことに関して照会できなかった。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理が有効でないと主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 1 月頃から 48 年 12 月頃まで  
② 昭和 52 年 1 月頃から 53 年 12 月頃まで  
③ 昭和 59 年 9 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

申立期間①には、A所でB職としてC業務をしており、申立期間②には、D所のE課でB職として、申立期間③には、F所でG職として勤務していたが、それぞれの期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A所にB職として勤務していたと主張しているが、申立人の同事業所に係る雇用保険被保険者記録が無い上、事業主は、「正職員、非常勤職員ならば当時の職員名簿において氏名が確認できるが、申立人の氏名は無い。また、申立期間に厚生年金保険被保険者資格を取得しているのは、非常勤職員として勤務していた者のみであり、B職（臨時職員）は、これまで厚生年金保険には加入させていない。」と供述している。

また、健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間①に記録のある当時の同僚で照会可能な者はおらず、申立人の勤務状況や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

さらに、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

2 申立期間②について、申立人は、D所にB職として勤務していたと主張しているところ、雇用保険被保険者記録により、昭和 53 年 3 月 27 日から同年 10 月 31 日まで同事業所において勤務していたことは確認できるものの、52 年 1 月頃から 53 年 3 月 26 日までの期間及び 53 年 11 月

1日から同年12月頃までの期間については、雇用保険被保険者記録が無く勤務していたことは確認できない。

また、事業主は、「申立期間②当時、申立人が正職員として勤務していた記録は無く、B職（臨時職員）として勤務していたかについても資料が無く不明であるが、B職は「H規則」に基づき、健康保険、厚生年金保険に加入させていなかった。B職を厚生年金保険の加入対象にしたのは平成6年4月1日からである。」旨を供述している上、申立人と同様にB職として勤務していた当時の同僚の照会先も確認できず、申立人の勤務状況や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

さらに、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

- 3 申立期間③について、申立人は、F所にG職として勤務していたと主張しているところ、I所が交付した辞令により、昭和59年9月1日から同年10月31日まで勤務していたことが確認できる。

しかしながら、事業主は、昭和51年7月\*日付けJ通知に基づき、「雇用期間が2か月以上無い者は、厚生年金保険に加入させていなかった。」と供述しているところ、オンライン記録において、厚生年金保険被保険者記録のある同僚22人全員が、2か月以上の記録があることが確認できる上、「申立人と同様に雇用期間が2か月未満であった者と確認できた同僚一人については、厚生年金保険の加入記録が無い。」と供述している。

さらに、申立人が申立期間③に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

- 4 このほか、申立人の全ての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 5 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として全ての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 7 月から 57 年頃まで  
年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会すると、申立期間に勤務した A 地の B 株式会社（現在は、C 株式会社）の記録が無いとの回答だったが、給与から厚生年金保険料を控除されていたはずであり、納得できないので調査して記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B 株式会社の現在の総務担当者の供述及び複数の同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人が B 株式会社に勤務していたことはうかがわれる。

しかし、B 株式会社は「賞与計算書の昭和 47 年冬季分に申立人の名前が見られる以外、保存されている退職者履歴書綴、厚生年金保険及び健康保険等の届出書に申立人の記録は無く、上記賞与計算書にはパート勤務者の名前も記載されていることから、申立人が社員であったか否かを特定できず、申立人の申立期間の厚生年金保険料の給与からの控除については不明。」と供述している。

また、B 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の記録は確認できず、健康保険の整理番号に欠番は無く、同名簿に不自然な記載は無い上、同社は申立期間当時、D 基金に加入していたことから同基金に照会したが「申立期間当時、申立人の記録は確認されない。」との回答であった。

さらに、申立人の厚生年金保険の被保険者記録について、「E」、  
「F」及び「G」名で氏名検索をしたが、記録は確認されなかった。



加えて、申立人は、B株式会社において運転手として勤務した後は同社が受託していた株式会社HのI部門に勤務したと主張していることから、オンライン記録により株式会社H及び類似の名称の事業所検索をしたものの、申立人の記録は確認されなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 9 月 10 日から平成 4 年 10 月 21 日まで  
厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A株式会社に勤務していた期間における標準報酬月額が、当時の給与支払額を下回っている。申立期間の給与支払額が確認できる給与支払明細書を保管しているので、標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額の見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立期間について、申立人から提出のあった昭和 58 年 5 月分から同年 7 月分まで、62 年 5 月分から同年 7 月分まで及び 63 年 5 月分から同年 7 月分までの給与支払明細書に記載された給与支給額は、健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録上の標準報酬月額よりいずれも高額であるものの、当該期間において事業主が源泉徴収していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録上の標準報酬月額と全て一致しており、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

## 埼玉厚生年金 事案 5314 (事案 1263 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年5月25日から同年8月1日まで  
② 昭和57年5月14日から同年10月27日まで  
③ 昭和58年5月17日から同年10月19日まで  
④ 昭和59年6月4日から同年10月16日まで  
⑤ 昭和60年6月1日から同年8月5日まで

A株式会社(現在は、B株式会社)における船員保険記録について標準報酬月額が相違している。日額2万円の報酬で、厚生年金保険料等一切の経費は会社負担で乗船したのであり、前回申立てについて訂正不要とのことであったが納得できない。正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間については、全ての申立期間についてA株式会社から提出された船員保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書において、届出の報酬月額が昭和56年5月25日、57年5月14日及び58年5月17日の資格取得時は15万円、59年6月4日及び60年6月1日の資格取得時は16万8,785円であることが確認できること、事業主は、船員保険取得時における標準報酬月額について、「C業務はD店に委託し、E業務のために乗船したD店の従業員に対し支払った一定額を報酬月額として届出、船員保険料を控除していた。」と供述していること、及び申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づき、平成21年7月21日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人への業務委託に関わったとする当時の担当者二人に照会したものの、標準報酬月額の設定や保険料の控除、納付についての供述は得られなかった。

また、A株式会社に係る船舶所有者別被保険者名簿において申立期間中に記録のある者6人に照会し、5人の回答を得たが、うち一人は報酬日額2万円、保険料はA株式会社負担だったとしているものの、標準報酬月額は15万円となっており、ほかの4人も給与額は記憶していないとしているものの、標準報酬月額は15万円又は17万円となっており、これについていずれの者も特に疑問は呈していない。

そのほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立期間について、申立人が、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年頃から 45 年頃までの間の 6 か月  
結婚前、夫はA株式会社に事務職として勤務し、厚生年金保険に加入していたと話していたが、同社における厚生年金保険の加入記録が無い。調査の上、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持していた手帳によると、申立人の職歴としてA株式会社の記載があることから、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、事業主は、「昭和 41 年から 45 年頃までの厚生年金保険の加入記録を確認したが、申立人の名前は無い。申立人の在籍を確認できる資料が無いため、申立人の勤務実態及び保険料控除については不明である。」旨の回答をしている上、申立人が名前を記憶している同僚がいないため、申立期間当時、同社の厚生年金保険に加入していた連絡のとれる同僚全 24 人に照会し、10 人から回答を得るも、申立人を記憶している者はいない。

また、上記回答が得られた 10 人の同僚のうち、同社の給与計算及び社会保険事務を担当していた同僚一人は、「入退社が頻繁で勤務期間の短い人が多かった。手取りが少なくなるため社会保険に加入することを望まない人が多かった。」と供述しており、別の同僚一人も、「本人の希望により社会保険に加入した。」と供述しているほか、別の同僚二人は、「入社

してすぐには厚生年金保険に加入しなかった。」と供述している。

さらに、申立期間当時におけるA株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿は、連番で欠番は無く、申立人の記録は無い。

加えて、申立人が事業主により給与から申立期間の厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年10月1日から6年10月1日まで  
亡くなった夫のねんきん定期便が届いたが、その中で株式会社Aにおける平成5年10月から6年9月までの標準報酬月額がおかしい。

給料は亡くなった夫が現金でもらい、その中から食費・生活費等を私(妻)に渡すという方式だったので、正確な給与額は分からないが、その当時、色々と出費がかさんでいたので、給与が下がったことは無く、申立期間において給与が大幅に上がったことは間違いないと思っている。調査してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、具体的な給与額については分からないが、申立期間において給与が大幅に上がったことは間違いないと申し立てているが、当時他店の店長であった者は「申立期間当時は、会社の経営は特に問題は無く順調だったが、ボーナスが支給されなくなったり、給料はそのままで昇給は無くなった頃だ。」と供述しているほか、オンライン記録において、同僚の昇給はおおむね2年から3年ごとに2万円程度行われていることが確認できるとともに、申立期間当時、申立人と同年代の複数の同僚の標準報酬月額は、申立人と同額又はほぼ同額であることが確認できることを踏まえると、申立期間において申立人が主張する大幅な昇給があった事情はうかがえない。

また、オンライン記録では、同社は平成17年10月4日に厚生年金保険

の適用事業所でなくなっており、申立期間当時の賃金台帳等は確認できない上、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 3 月 21 日から 63 年 4 月 1 日まで  
私は、昭和 59 年 10 月 1 日に株式会社Aに入社して以来、63 年 8 月 30 日に退社するまで継続して当該事業所に勤務したが、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間が抜けている。  
調査の上、当該期間につき、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に株式会社Aの厚生年金保険被保険者期間のある元同僚6人に照会をし、回答のあった4人のうちの一人は、申立人は申立期間に勤務していたと供述しているが、残り3人は、期間は特定できないが勤務していたと供述しているなど、申立人の申立期間における勤務実態を確認することができない。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、昭和 61 年 3 月 21 日に被保険者資格を喪失しており、「備考」欄の「返」が○で囲まれていることから、健康保険証を返納したものと推察される上、当該事業所の被保険者縦覧照会回答票によると、63 年 4 月 1 日に資格を再取得していることが確認できる。

さらに、当該事業所は既に無く（平成 21 年 10 月 \* 日に破産手続により廃止）、元事業主に照会したが回答は無く、申立人の勤務実態や保険料の控除及び納付について確認することができない。

このほか、申立期間に係る給与明細書等の資料は無く、申立人の申立期

間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。